

都市・環境常任委員会
決算常任委員会都市・環境分科会

(令和元年 9 月 11 日)

○ 山口智也委員長

皆様、おはようございます。ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会、決算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

ただいまより、インターネット中継をスタートさせていただきます。

傍聴の方が2名、入っていただいております。

まず、連絡事項を幾つか申し上げます。

8月21日の広報広聴委員会で、市議会だよりの表紙に用いる写真の候補として委員会の様子を撮影することになったため、委員会の最中に議会事務局の職員が撮影に入りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、審査スケジュールについてお伝へします。本日からの審査順序ですが、まず当委員会に付託されました請願第5号風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについての審査を行ってまいります。

請願審査終了後は、お手元に配付のとおり、上下水道局、スポーツ・国体推進部、環境部、都市整備部の順で審査を行います。部局ごとに決算常任委員会都市・環境分科会として、平成30年度決算の審査を行ってまいります。また、補正予算の審査については、都市整備部、環境部で議案がございますので、予算常任委員会都市・環境分科会として、令和元年度補正予算の審査を行ってまいります。

その他の議案につきましては、当委員会に付託されました一般議案が、スポーツ・国体推進部で5議案、環境部で1議案、都市整備部で2議案ございます。そして、都市整備部からは、協議会の開催についての申し出があり、このほかに、上下水道局と都市整備部からは、その他報告事項があります。また、環境部からは所管事務調査もございますので、よろしくお願ひいたします。

審査の進め方についてであります。8月23日の委員会別の議案聴取会で決算議案、補正予算議案、一般議案については既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で資料請求のあった部分について説明を受けまして、その後、質疑に移りたいと思ひます。

そして、もう一点、先日の決算常任委員会の全体会でも皆さんにお聞ひいただいておりますけれども、今回から決算審査、予算審査を連動させる政策サイクルの取り組みといた

しまして、執行部に対して予算編成に向けた政策提言に取り組んでおります。

まず、決算分科会では、全体会審査に向けた課題等の抽出を意識した会議運営を行い、次期予算編成に向けた政策提言が必要と判断される事業について議員間討議を実施いたします。議員間討議を通じて、全体会審査に送る事項の論点を整理しまして、意見集約に極力努めてまいります。そして、全体会では、取りまとめた論点整理シートに基づいて審査を行ってまいります。

次に、審査の流れですけれども、議案の説明を受け、質疑を行った後に、政策提言の実施に向けた議員間討議を実施します。なお、質疑終了後に予定をしておりますけれども、質疑の最中に自発的に議員間討議が始まることも想定されます。議員間討議終了後に、討論、採決を行い、全体会送り事項の確認を行いますが、複数の分科会にまたがる事項など予算編成に関連しない事項については、従来どおりの運用により全体会送りをすることといたします。そして、最後に、政策提言に向けて全体会へ送る論点整理シートの取りまとめを行うため、再度、議員間討議を行う予定であります。

もう一点だけ、8月定例月議会の委員会の中で、所管事務調査をするかどうかをお諮りさせていただきます。今日から始まる4日間の中で実施をするという意味であります。

何か皆さんの中で、休会中ではなくて8月定例月議会の中で所管事務を行いたいというご意向がある方は、挙手にてご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

特にないようでございますので、定例月議会中の所管事務は実施をいたしません。なお、休会中の所管事務調査については、先般実施した、生活に身近な道路整備事業について、引き続き調査を実施いたします。

大変、お待たせをいたしました。それでは、事項書に従いまして、請願のほうに移らせていただきたいと思います。

請願第5号 風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについて

○ 山口智也委員長

それでは、請願第5号風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについての審査に当たりまして、本日は請願者の方に、請願趣旨についての意見陳述を行うためにお越しいただいております。大変に暑い中、ありがとうございます。

まず、事務局のほうより請願文書の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○ 山口智也委員長

請願趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、請願者の皆様は、請願者席へご移動をお願いいたします。

改めまして、本日は市役所のほうまで足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。私、当委員会で今年度の委員長を仰せつかっております山口でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これから本請願についてのご趣旨をご説明いただきまして、その後、委員より質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本請願の審査に当たりましては、環境部、都市整備部、商工農水部に出席をいただいております。

それでは、これより請願趣旨についての意見陳述を行っていただきたいと思います。

ご発言の際は、恐れ入りますが挙手の上、マイクにてお願いをしたいと思います。本日、3名の方から、お一人5分程度述べていただくということで聞いておりますので、それではどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お願いいたします、四郷連合自治会長、伊藤様。

○ 請願者（伊藤）

座ったままで失礼します。四郷連合自治会長の伊藤 哲と申します。よろしくお願ひしたいと思います。

本日、この請願を出させていただきましたのは、今年の3月の終わりに、太陽光発電を設置する事業者から市のほうに対して、事業の概要書が提出されました。それを市のほうから自治会に対して、こういう事業概要書が出ておるといふ説明といふか、資料をいただ

きまして、四郷連合自治会のほうでいろいろ協議をしたり、市と打ち合わせもさせていただいたりして、このまま分割をして設置工事がされますと、治水対策というんですか、雨水の設備等は設置されないという計画と聞きましたので、これでは、大雨のときに、天白川、鹿化川に水がそのまま流れて、過去の大雨の災害を繰り返すんじゃないかということで、地元民として非常に心配をして、こういう請願を出すに至りました。

特に、先日も四日市市で降ったような記録的な大雨、これについては設置場所である、風致地区は分水嶺といいまして、ちょうど山の頂上あたりに位置するというので、天白川へ流れる水と鹿化川へ向いて流れる水とちょうど分かれるような位置になります。特に鹿化川のほうは、よく大雨のたびに警戒というんですか、そういう状態になるんですが、このような施設が設置されることによって、ますますその危険度が高くなるという心配もしております。

今回は四郷地区の土地に設置をされるということですので、四郷地区のほうから請願を出させていただいたような次第でございます。ご検討のほう、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○ 山口智也委員長

伊藤様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、八王子町自治会会長、小林様、よろしく願いいたします。

○ 請願者（小林）

八王子町自治会、小林でございます。よろしく願いします。

ソーラー事業の話が出たときに、裏の山で、我々自治会に話もなく無断で木を切って、そういう計画をしているということで、工事をしてる人に、許可はとっておるのかと聞いたところ、いや、それは何もしていないと。そんなんやったら不法じゃないかということと、今会長が言われたように用水路というかそういうあれができなければ、下に民家があるので、そこら辺が一番心配しておる問題だと思うんです。

それと、景観もありますので。せっかく風致地区に指定されて、そこにソーラーとかをつけることはどうかという気がしますので、できることであれば、今のまま残していただきたいなど。あそこには、春の丘とかいろいろ道もありますので、そこら辺もちゃんと残していきたいなということもあります。

今、ちょっと途切れていますがけれども、八王子町はもみじ祭りといって、いろいろと祭りごとくもやっていたんです。もし再開されたときにソーラーがあつて、そういう景観とか、そういうのがあると、恐らくみんな反対するんじゃないかなという気がしておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

○ 山口智也委員長

小林会長、ありがとうございました。

では、もうおひと方。それでは、室山町自治会会長、山田様、よろしくお願ひいたします。

○ 請願者（山田）

山田です。よろしくお願ひします。

実はこの件につきましては、正式な市への事業概要書の提出は本年ですけれども、既にこういった太陽光発電を風致地区につくるといふお話は、4年ぐらい前から地元に対してアプローチがありまして、それで4年前に、今の事業者とほとんど同じなんですけれども、厳密に言いますと、その都度その都度売ったりなんかして地権者が代わりまして、だけど、やろうとしておる人間は一緒なんですよね。そこら辺の時期から、風致地区内において市や県に対して無届け、無許可の開発というのか、工事がなされております。

それで、我々住民としても知らぬ間にどんどんどんどん風致地区の緑地が削られておるので、これはおかしいということで、市なり県のほうに知っておるのかと話をしましたところ全く知らない。

工事の行われた室山町の地区は、県の急傾斜地条例にも引っかかっておるところなんです。風致、急傾斜、あるいは両方を全然無視した行為が行われて、すぐにその時点で、市のほうや県のほうに、これはおかしいよということで工事の中断を要請して、その事業は止まりましたけど、いまだにその地区に500tの産業廃棄物が投棄されてる。4年たつても一部は県の指導に基づいて撤去されましたけれども、まだ完全には至ってなくて、これは風致地区の工事というよりは、県の急傾斜地、産業廃棄物の関係で太陽光発電とは直接関係ないんですけど、それに付随した工事ということでされております。

こういったことで、私たちとしてはその業者に対して非常に不信感を持ちまして、また同じようなことを室山町地区でもやりたいという話があります。従いまして、こういった

ことがなされれば、芋づる式にどんどんどんどん開発といたしますか、そういった行為が行われると。

じゃ、それを止めるにはどうしたら良いかといいますと、現状の太陽光発電に対する市のガイドライン。それから、現状の市の風致地区の条例、こういったものでは、はっきり言いまして、太陽光発電、あるいは風致地区の開発行為に対して、法令上やめなさいということができるようになっておりません。

本当であるならば、その辺のところの開発行為の中に入るべき問題じゃないかなと。ところが、現実には、市のほうにお伺いいたしましても、太陽光発電については開発行為には当たらないということで、私は条例をもう少し肉づけして、ある程度規制ができる内容にしてほしいと。しかし、ここで条例をどうのこうの言いましても仕方ないので、差し当たってはいまの事情を勘案していただきたい。

昨年、市長のタウンミーティングで市長にこういった問題が出てきた場合、市としてどのような対応をするのかと投げかけましたところ、そういった問題が出たときは条例に従って対応しますと。しかし、民地ですので、市としては財産権の問題などハードルは高いと思いますというご返事をいただき、それなら条例のほうの強化を考えていただけませんかと質問したら、検討はしますけどなかなか答えはすぐにこの場ではできませんと。

確かにタウンミーティングの場で答えを求めるのは無理ですけど、その問題で投げかけた後の3月に市へ計画の概要が提出されたが、提出されるのはもう4年前からわかっておったわけですね。

はっきり言いまして、風致地区は四日市市では四郷地区のここしかないんです。県のほうも昭和49年の災害に対して非常に重い考えを持った上で、風致地区に指定している。風致地区の本来の原点に戻ったら、先ほど請願にありましたように、景観、風水害、あるいは緑地、こういったものから我々は、あそこは例えどういことがあっても手をつけて開発するところじゃないというふうに認識しておりましたし、そういう意味で言いますと、条例上の緑地率30%以内であればどうにでもできるということになると、緑地率30%を残して細切れ的に開発したら、風致地区に指定した意味がなくなる。

さらに、同じような業者に細切れに開発されたら、いろんな規制から網の目を逃れる可能性もありますので、そういったことも含めまして、今回、市なり県なりで十分ハードルを高くするような業者に対する指導をお願いしたいと。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

山田会長、ありがとうございました。

それでは、請願者の方に対して、委員の皆様から質疑があればお願いしたいと思います。なお、理事者への質疑は後ほど時間を改めて設けますので、その際をお願いをしたいと思います。

それでは、ご質疑のある方は、挙手にて順次ご発言をいただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

今日は、お越しいただきありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、もともこの山の地権者というのは、地元の方だったんでしょうか。

○ 請願者（山田）

細かい話は別にしまして、少なくとも室山町においては、四日市でも有名な伊藤家の小左衛門さん、あるいはその他有力な旦那衆と言われる何軒かがほとんど全部、江戸末期から明治にかけて持っておられて、ご質問の裏山も、室山町から八王子にかけては一人の人が、全部持っておったんです。当主に聞きますと、地権者がほとんど一人だったので、昭和49年の災害から風致の提案をうけて、当時市の有力者と懇意であったこともあって、そのときは風致地区の指定に同意したと。

ところが、その後、いろいろ経済的なこともありまして、持っていてもお金がかかるばかりで何ともならんということで、業者に手放すというか。今は伊藤家の手から離れています。

しかし、事業がすぐにできないので、業者がまた別なところへ売るとか、地権者がどんどんどんどん替わっているんですよ。ですから、非常に複雑な権利関係で、入り組んだ内容になっていると、私は認識しております。

○ 森 康哲委員

ありがとうございます。

そうすると、今現在の地権者さんと地域との対話というのは、途切れているんでしょう

か。

○ 請願者（山田）

ありません。まだその段階ではないというふうなことで、話があっても受け付けないというんですかね。

といいますのは、私たちとしては、先ほど言いました室山町に500 tの産業廃棄物を片づけずに置いて、次に太陽光発電をやりたいなんてとんでもない話で、まず、それを片づけた上で話があるんやったらゼロベースで話は受け付けるというスタンスで4年間おります。

以上です。

○ 請願者（小林）

八王子のほうの土地の地権者は、ほとんど八王子の人なんです。それで、話を聞くと、やっぱり昔から受け継いできたやつなので、そういうおかしなものを建てるとかはしてほしくないということで、ほとんどの人というか90%以上の人は反対しています。

○ 山口智也委員長

それでは、ほかの委員の皆さんから、何かございましたらお願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

本日は本当にご苦労さまでございます。

ちょっと確認だけさせてください。請願事項が2項目になっておりますが、今回、請願を出していただいた内容で、適切な雨水対策が講じられるよう県への働きかけも含めた対応をすることが1点。2点目はあらゆる対策を講じることということですが、これは市に対して、県へこのような対応をしてほしいという理解でよろしいでしょうか。

○ 請願者（伊藤）

先ほどのご質問に対して、1点目の県への働きかけを含めた対応をお願いするということは、お手元の資料でも一体的に地域を開発するんですが、途中で分けていますね。これは森林法に、1 ha以上は雨水対策を講じることというのがあるんですが、その法から逃れ

るために分割して申請している。分割しても、実際に隣接しておれば森林法に引っかかるような、森林法の管轄をしている三重県と連携をとっていただき、この開発を一体とみなして、森林法が適用されるようにしていただきたいということが、1点目の県への働きかけということでございます。

2点目の風致地区に対する著しい不調和ということなんですが、先ほどもお話しさせていただきましたように、風致地区に指定された以降、市のほうで随分予算をかけていただいて、春の丘、夏の丘、秋の小径というふうに散策路を整備していただいた。今、あすなろう鉄道を活発に使っていただくということで、教育委員会を中心に風致地区の散策するなどいろいろやってもらっております。あすなろう鉄道の活用方法として、風致地区を散策するような行事も行ってもらっているのに、散策路の周りに全部パネルがついたら、せっかくの景観やハイキングコースがだめになってしまうこともありますし、地元民からしても、周りに山があるということで生活に潤いを得られるんじゃないかなということで、現在の景観をできるだけ残るような対策を講じていただきたいというのを、あらゆる対策と表現しておりますが、現状を維持していただきたいというのが、地元民の切なる願いでございます。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。四郷風致地区内太陽光発電事業計画に関して、文言では記載されておりませんが、請願者の説明によるとこれが設置される計画そのものに反対というふうなお考えかというふうに理解をいたしました。

それで、森林法が大きな影響と申しますか、平たく言うと網をかけるのはこれしかないのかなという感触を受けているんですが、もしご存じでしたら、県のほうとは話をされて、何か情報といいますか、話し合いは県とは持っておられるのでしょうか。それとも、まだ四日市市とだけという理解でよろしいでしょうか。

○ 請願者（伊藤）

この件に関しましては、市の環境部、都市整備部と四郷連合自治会とで打ち合わせをさせていただき、その中で、森林法は県が管轄をしておるということで、県と相談をして進めていただくと市から返事をいただいております。

それから、私どもから県への直接の働きかけはしておりませんが、地元の県会議員の方もみえますので、この内容についてはご存じです。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

趣旨はよく理解できました。後ほど、また理事者のほうにその辺は確認したいと思いますので、どうもありがとうございました。

○ 山口智也委員長

他にございませんか。

○ 小林博次委員

小林です。

産廃の不法投棄なんですけれども、これを撤去してくれという話し合いは、市の環境部も入れてされているんですか。

○ 請願者（山田）

市は風致地区ということに対して関与はするけれども、産廃は県の建設事務所の環境室が中心になって指導あるいはチェックをしていますので、私たちが県と話をした内容については市の担当者へ、あるいは県の方には、必ず地元と県と市、3者に情報を共有して、一体となって業者に指導をしていくスタンスで4年間やっております。

以上です。

○ 小林博次委員

ありがとうございます。

言うことを聞いてくれやんわけですな。

○ 請願者（山田）

不法投棄をした業者が破産して、ずっとほったらかしになっている。そういう場合、県として、撤去命令を出すぐらいのことをしないとイケないという話もしましたけれども、

産廃を売った愛知県の業者に責任を問わせるということで、県から話をしたが、売った業者は産廃として売った覚えはないと。あくまでも受けたほうも売ったほうも、これは産廃やないんやというスタンスですけど、県から見たら明らかに産業廃棄物であり認識の齟齬がある。つまり撤去の費用を渋っておるわけですね。

そこで、太陽光発電をやりたい業者からお金を引っ張り出して、後始末をする別の業者見つけてくるというのを県のほうにやりたいと。それで、産業廃棄物の撤去をすれば地元は太陽光発電を認めてくれるのかという話も来ていますが、それは太陽光発電の話とは全く関係ないと。不法な行為の後始末をするのは当たり前のことで、急傾斜地についても私たちが網を張ったりいろんな対策をしているが、この前の大雨でも土砂がかなり流れてきているんです。

だから、そういった後始末をするのは、太陽光発電とは全く別の話で、やって当たり前の話だから、それをきちん対応してから、風致地区に手をつけるということについて地元へ話があるにしても、その段階に至っていないというスタンスであります。

○ 小林博次委員

鹿化川なんかは法律に許されるところ全部、山を削ってしまって、雨のたびに大変な思いをしている。この前の大雨は天白川にもかなり流れたというふうに思っているので、このまま木を切ってしまうのを設置することを認めてしまうとあとが大変になる。

一番心配するのは、太陽光の反射による熱風と、10年ぐらいで取り換えるときにそのまま放り出されるという危険が大きい。

そうすると、せっかく憩いの場所として整備したのに、そうでなくなってしまうということがあるので、議会への請願というだけでは止め難いと思っている。

普通は太陽光発電をつけるとき地元が反対すれば、阻止できると理解していたけど、山田町のほうはいつの間にかオーケーになっていたから、どうなったのかなというふうに思ってる。だから、次の一手を何か考えないと難しいと違うのかなと思っているので、何かやれることがあれば協力させてもらいます。

八王子のほうでも、天白川に山から水が来て、天白川に入らずに、天白川の堤防と民家の間にたまるわけで、これがやがて崩れて被害が出る危険度が高いと思っているのに木を切ってしまうと、とんでもないことになる気がするので、そのあたりも注意をしていきたいと思います。

それから、産廃については、四日市市が中核市に移行すると、産廃の権限は四日市市に来る。県や県やと言ってほったらかしにすると、市が全部することになるので、やっぱり県がするうちに決着をつけるように、そういうことを我々も言いますけれども、皆さん方からも言っていただくとありがたいなど、こんなふうに思っています。

以上。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

他にないようでございますので、請願者への質疑はこれにて終了させていただきます。

請願者の皆様は傍聴席にお戻りください。ありがとうございました。

それでは、理事者のほうから補足説明はありますか。ございませんね。

それでは、委員の皆様から、理事者への質疑があればお願いしたいと思います。順次、発言をお願いいたします。

○ 小林博次委員

産廃の件はどんなふうに相談に乗っているの。

○ 山本開発審査課長

開発審査課、山本でございます。

産廃の処理については、風致地区内にあるということから、造成行為についての許可をする立場は市になっていますが、産廃の処理は完了検査ということになりますので、県で確認をしてもらうということで、県と話をしながら進めている状況でございます。

○ 田中環境部長

県との関係でございますけれども、産業廃棄物ということでございますので、本市も状況というのはつかんでいるところでございますが、やはり直接的な撤去指導、例えば命令

とか勧告とかは県でしか対応ができないということでございますので、県の環境事務所とも連携はとっていますが、直接的には県に対応してもらっている。ただ、情報とかその辺は連携させてもらっているという状況でございます。

○ 小林博次委員

連携はいいけど、どうやってどけるの。

○ 田中環境部長

現在、事業者には県が指導しているというところでございます。

○ 小林博次委員

わかりました。改めて資料をくれませんか。どんな量があって、どんなふうどこへ撤去されるのか。

あと、例えば三重県はよそから産廃として残土の持ち込みができるんです。意外なところから持ち込みをしようと思ったらできるわけだから、後日とんでもないことになるかもしれない。だから、やっぱりそういうものは規制するという、そういう考え方がないとまずいと思っている。産廃は県だと言っていると中核市になったときにどうするのか。他人事やなしに、やっぱりきちっと取り組んでいかんと、もう目の前に来ているわけで、ものを言わんとだめやと思うよ。

それからあと、太陽光発電は住民の反対があると認められないという法律改正があったと理解しているけど、そのあたりはどんなことになるんですか。

○ 市川環境保全課長

環境保全課、市川でございます。

住民の反対によるFIT法の許可がおりないというところは、私ども聞いてございません。あくまでも、FIT法、経済産業省が所管している法律でございますけれども、その申請に基づいて一定のルール、きっちり遵守しておれば、許可がおろされるというふうに理解をしております。

○ 小林博次委員

前にくれた資料と違うの。それで防ぐことができるというふうに理解しておったけど、違うんやな。

○ 市川環境保全課長

今の固定買取価格制度、FIT法の範疇の中では規制といいますか、太陽光発電が設置されるということに対しての、違法な行為をしていけばFIT法の認定取り消しというのはございますけれども、通常の法的なルールに基づいて申請があれば、経済産業省は許可をおろすというふうな状況でございます。

○ 小林博次委員

太陽光発電でいくとそういうことだと。やっぱり、行政がばらばらで対応するより、一つのプロジェクトを組んで問題に対応するという姿勢がないとこの問題は対応できない。太陽光発電が我々のプラスになるというふうに思っている人もいるけれども、きれいな景観を太陽光パネルで壊していくなんていうのはナンセンスだと思う。もうちょっとまちづくりをきちっとしたいんなら、守るべきは守るという対応をせんと。何のために四郷の風致地区をつくったのか。

○ 山口智也委員長

風致地区に関して市の考え方を、総体的にお願いしたいと思います。

○ 稲垣都市整備部長

まず、49災——昭和49年の豪雨水害ですが——による被災があった当時は開発許可制度の中で調整池を造る基準がなかった時代でございました。笹川団地などができたころはまだ調整池がなかったわけです。そうした中で水害が起きた。こういったことを背景として、やはり山を守っていくことは大事だということで、この四郷の風致地区が指定されたと認識してございます。

風致を守るために、風致地区の制限ともう一つ市街化調整区域がございます。原則、家が建たないということで、開発行為というのがなかなか行われぬ。また接道がないので家も建たないということで、あとは地元で大事にしようということと相まって、これまで守ってこられた。こういったものが背景かというふうに思っております。

その中で、太陽光発電、これはいろんな問題に今なってきたガイドラインをつくっていただいたんですけれども、その中でも、設置することが望ましくない地区ということで風致地区を盛り込んでいただいたところでございます。

今般、こうした申請が出てきたということで、都市整備部としては、環境部局と連携して、つくられるとしても安全性を担保していくという形で臨んでいきたいと思っています。ただ、風致の制限といいますと、緑地率が30%ということになります。都市計画法上、建物がないので、開発許可行為にも該当しないということで、風致の制限の中で頑張るしかないという形になってまいります。あとは、景観条例でも目立たない形につくるような、項目を設けているので、私どもの手にあるカードの中で極力、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

小林委員にちょっと関連させていただいて、隣の川島地内においても同じか、それ以上の量の産廃があるわけですが、それに関して、副市長のほうから、四日市市で面倒を見ていくという答弁があるわけです。それと、今の部長の答弁と整合性がとれないんですね。

要は、風致地区とその他の地区とで産廃に対する市の考え方が違うのかどうなのか、もう一度答弁をいただきたい。

○ 田中環境部長

産廃については現在、県が所管しておりますので、命令また何か生活環境の保全上大きな支障があれば代執行というような形で直接的な対応がとれるのは県しかないわけですが、例えば将来的に中核市へ移行した場合は市に権限が移管されるわけですが、当然そうなれば指導も市が行いますし、例えば指導しても事業者が資力も喪失して撤去できない。その上で例えば崩れてしまう問題が起きるとなれば、市が責任を持たなければならない案件になると考えております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。要は、産廃は市で面倒は見ていくという腹が決まっておるということで確認がとれたのかなと。だから、莫大な費用を四日市は背負っていかないかと

いう、負の遺産を県から譲り受けていくということですね。

それから、太陽光発電からすごい熱風が吹いてくるんですね、太陽光の設置だけの問題ではなくて、周辺に環境的な影響をかなり負わすということ。

それから、先日の台風でも、千葉のほうで太陽光発電から火災が発生しています。消防車も非常に入りにくいところですから、そういうことも加味して検討する必要があると思います。

この計画は全部足すと1 haを超えるわけですが、1 haを切った形での進め方になったのかなと、そういう形であったとしても、当然、木を切れば雨が降ったときに山の土を含んだ水が流れますし、山自体が弱りますよね。そうすると、急傾斜地という問題も含めますと、先日の大雨で川島地内においても、たくさんの土砂災害が出ております。直接雨が山の地肌に入っていくと本当に山が弱くなりますので、私はこれは非常に心配、懸念をしております。確かに、地権者が販売されて、購入された方が営業をされることはあると思いますが、市としてもう一度考え方をお聞かせ願えませんでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

まず、都市整備部で関与できる部分ということでの答えになりますけれども、まず、ここは森林になっていますので、1 ha以上になれば林地開発の手続が踏まれることになります。1 haを下回る届け出はなかなか難しいんですけれども、1 haを超えれば、林地開発に際して河川管理者として協議が必要ですので、ある程度注文をつけていくことは可能になってまいります。

そうした中で必要な対策を求めていくということで市が関与していく形になりますけれども、先ほど委員から指摘があったような届け出になってしまうと現実、ちょっと難しいので、そういった場合は風致であったり景観であったりという中で、条例の範疇から出ていますけれども、相手にこういったことをやってもらえないかと協議をしていく形でやっていこうというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。どうかひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○ 森 康哲委員

1 haということですが、普通、市街化区域の中でも開発許可で洪水対策をとらなければならない面積があると思うんですけども、開発業者が違ってしまえば、この請願の中にもあるように、面積をすれすれでかわしてしまう。開発業者を何社かに分割することによって、法の網の目をくぐってしまうことになります。たしか一般質問の中でも、ひとつの開発としてみなして対応していくという答弁があったと思うんですけども、それと請願の中の林地開発と整合性とれているのでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

都市計画法上の開発許可は市が許可権者となっております。そうした中で、調整を検査の基準よりもやや厳しいものとしておりますし、隣で同じ人が行う開発行為については一体的な開発になるということで、許可基準が厳しくなっています。

林地開発は県の許可なので、市からどうするとは言えないですけども、全体を同一の申請者が申請した事業は一体的に扱い林地開発に当てはめていただければ、市が交渉できるカードが増えるので、林地開発に係るような形になれば、それなりの対応をしっかりと求めていきたいと考えておるところです。

○ 森 康哲委員

羽津地区でも、垂坂山で開発業者が細切れに開発したがために、今、大変なことになっているんです。本来なら米洗川にたくさんの調整池をつくらなければならないぐらいの規模の開発に最終的になっている。だけど、何社かに分割されて開発がなされてしまった。まさしくそういう例が市内でもあるんですから、そういうことを繰り返されないように我々も動かなあかんでしょうし、そういうことがないように、やっぱり行政としても今回の請願はきちっと考えていかなあかんのかなど。

ただ、これは、県ということですよ。県に対して働きかけはできるのでしょうか。

○ 稲垣都市整備部長

林地開発は県の許可になりますので、県に対して取り扱いをお願いしていくというようなことはできると認識をしております。

○ 田中環境部長

ちょっと補足いたしますと、県の許可ということでございますので、県の担当部局に対して申し入れや協議は行ってございまして、先ほど言った、どうしたら一体的と見なすのかというのも県で色々ございますので、そちらのほうに強く訴えているところでございます。

○ 山口智也委員長

もう既にやっているということですか。

○ 谷口周司副委員長

関連して、県ではある程度の分散しているところも一体的なものとなししていく方向で進めているというようなことを聞くが、そこはまだ何も聞かれていないですか。

○ 石田商工農水部次長

森林法関係は、三重県の農林水産部が所管してございまして、現在の状況は説明をさせていただいて、県のほうで対応できるか検討してもらっています。

県のほうも一定の基準で判断しますので、出された事業計画書で1haを超えると見なせるかはこれから。今のところ、太陽光パネルに動きはないので、動きが出てきた段階で市と連携をとって、どういうみなし方ができるか協議していくということで話をいただいているところです。

○ 谷口周司副委員長

ありがとうございます。県のほうは結構積極的にやっていくという方向性を持っているみたいですので、ぜひ連携していただいてお願いをしたいと思います。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、他にございませんので、質疑は以上とさせていただきます。

それでは、討論に移らせていただきます。

討論、意見の表明はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ございませんので、ただいまより採決を行います。

特に異論、異議もなかったように思いますけれども、簡易採決のほうでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、請願第5号風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについてにつきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議ないようでございますので、本件は採択とすべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第5号 風致地区における太陽光発電の設置に対して慎重な対応を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、本件は以上とさせていただきます。

請願者の皆様、ありがとうございました。理事者の皆様、ありがとうございました。

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。再開、11時20分とさせていただきます。

11:10 休憩

11:20 再開

○ 山口智也委員長

それでは、再開をさせていただきます。

上下水道局の皆さん、ありがとうございます。

決算審査の前に、伊藤委員がいていただく間に、次の報告事項、令和元年9月5日の集中豪雨による被害状況についての報告を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

先に、事業管理者のほうから、一言ご挨拶をお願ひしたいと思います。

○ 山本上下水道局事業管理者

上下水道局、山本でございます。審査のほうひとつよろしくお願ひいたします。

先にご報告させていただく、先週の二晩にわたる雨につきましては、やはり設定雨量を超える雨でしたもので、上下水道施設のほうが被災しております。その辺のご報告をさせていただいて、それから審査のほうをひとつよろしくお願ひします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。よろしくお願ひします。

○ 山口智也委員長

皆様、資料はよろしいでしょうか。タブレットも配信しておりまして、8月議会都市・環境委員会、002上下水道局関係資料の16分の16ページです。一番最後です。よろしいでしょうかね。

○ 堀木施設課長

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

令和元年9月5日の集中豪雨による上下水道局所管施設の被害状況についてということで、まず分類、被害施設、被害状況等、備考という形で表をつくらせていただいております。

まず、水道でございますが、朝明4号井、こちらのほうが水没いたしました。写真のほうが、左上の朝明4号井と書いてあるものですがけれども、フェンスで囲われた奥側が水没しておりまして、真ん中ぐらいに黒色の短い棒みたいなものがフェンスの奥に見えますと思いますが、これが防犯センサーになっておりまして、この中に水が入りまして防犯センサーが壊れたという状況でございます。センサーにつきましては、既に修理を行っております。

続きまして、中上取水場でございます。この写真の右側に中上取水場と書いてある、この銀色の箱みたいな調整弁でございますけれども、こちらの上のほうにある基盤が落雷により壊れたということで、こちらについても修理を行っております。

それから、下水のほうでは、まず農業集落排水施設が三つございまして、小牧南地区浄化センター、水沢東部地区浄化センター、水沢東地区浄化センター、この三つとも、地下のポンプ室が水没いたしました。小牧南地区浄化センターにつきましては、清掃等の出入り口のガラス扉等が割れましもので、それも修理しております。あとの、水沢東部と水沢東地区の浄化センターにつきましては、清掃を行うことできれいに戻しております。機械、電気等に関しましては影響がなかったということで、不幸中の幸いでございました。

それから、川島園汚水中継ポンプ場、こちらのほうも地下が水没したため、同様にポンプ室の清掃ということで、ここは水中ポンプでございますが、周辺の水があふれましたが、機械とか電気設備に影響を与えるほどではなかったというところでございます。

続きまして、諏訪の公園の調整池でございますが、こちらも地下1階の機械室に水が入りました。それで照明設備のところまで水が来ましたものですから、ショートして壊れてしまったということで、早急に修理をいたしております、次の雨に備えてございます。

それから、八剣地下ポンプ場でございますが、これも水位計でございますけれども、雷で壊れたというところがございますので、こちらのほうも現在、交換を行っております。

それから、人孔、マンホールでございますが、笹川4丁目と日永東3丁目地先でございます。マンホールが浮き上がるということが起きましたが、これも修繕が終わっている状

況でございます。

以上、9月5日の集中豪雨につきましての報告を終わります。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。

○ 森 康哲委員

羽津地区の霞ヶ浦南部自治会の自治会長からちょっとお聞きしたんですけれども、この6月にポンプをつけてもらって大変助かりましたと。いつもなら完全に床上浸水をしているところが、今回ポンプをつけてもらって助かったということでお礼がまずあったことをお伝えさせていただいた上で、そのポンプを設置したマンホールから、噴水みたいに水が吹き上がっていたと。一度点検をしていただきたいんですけれども、マンホールのふたが外れて噴水状になっていたのか、漏れて噴水になったのか、ちょっと確認をしていないので、その辺だけまたお願いしたいんですけれども。何か機械が壊れていることはないと思うんですが、構造上、流れの中で噴水になるような構造になっていたかどうか。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。

現地の方、マンホールのふた、すき間の方から水が漏れたのではないかと推察するんですが、現地の方を再度確認させていただきたいと思います。以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、続けて。

○ 伊藤嗣也委員

幸い軽微に済んでよかったと正直に思っています。

ただ、ちょっと心配なのが、落雷が計器に影響を及ぼしたということ。避雷針というのはついていないわけですよ。と申し上げますのは、ほかのポンプ場もそうなんですが、

ポンプそのものがやられたり、基盤に影響を及ぼすとポンプ場そのものが止まってしまう危険性がありますよね。それで、雨の量もそうなんですが、雷でも二つ被害が出ておるわけですが、その辺のお考えというか、どうなんでしょうか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

避雷針につきましては、高さの関係とか建築基準法等に基づいて設置をさせていただいております。朝明4号井の防犯センサーにつきましては、避雷針をつけてございませんものですから、このような事態が起こってしまったと。それから、八剣地下ポンプ場の水位計につきましても、避雷針というのがついておりません。ただ、雷によって内部に高いサージという電圧が入ってきて、それが機械を壊すという場合が多いんですけども、そのサージをなるべくカットするような、SPD的なものを今後考えていかないといけないと考えております。以上です。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

実は家庭でも、雷の影響でパソコン等が壊れないような、いろんな製品が安価で売っているわけで、こういった施設においてもその対策をどうかよろしく願いたいします。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

ちょっと聞かせてくれる。

例えば、雷が落ちるなというわけにもいかんけど、中の機器に影響が出ないような対応は可能だと思うのと、例えば、水沢の地下のポンプ室にはポンプ室の清掃が必要と書いてあるが清掃だけでよいのか。

○ 堀木施設課長

そうです。

○ 小林博次委員

だから、単なる現状復旧だけと違って、同じような四郷井戸、その周辺が水没したわけだから、そういうことが起こらんような対応までしないと、何遍でも同じことになるのではないか。

○ 堀木施設課長

まず、落雷につきましては、雷雲が近づいてくるだけで、電線中に異常な電圧を発生させるというような現象が起こります。直接落ちなくても、近くで落ちたとか、雷雲が近づいてくるだけで発生しますので、先ほど申し上げた保安器的な機械を設置して、さきほどの耐雷用コンセントとかは市販でもよく出ているとは思いますが、そうした類いのものでまず対策を打っていかうと考えております。

それから、ポンプ室の水没に関しましても浸水経路の確認をしながら、対策を講じたいというふうに考えていますが、今回はそこまで至りませんでしたので、清掃という形で対応をさせていただきましたけれども、今後は再発しないよう対策を考えていきたいと考えております。以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。今後もしっかりと対策を進めていただきますようお願いをいたします。

この件についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、伊藤委員に一旦退席をしていただきます。

それでは、ここからは、決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定に係る上下水道局所管部分と、議案第20

号平成30年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定及び議案第22号平成30年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定の三つの議案の審査を行ってまいります。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

歳出第6款 農林水産業費

第3項 農地費（関係部分）

特別会計

農業集落排水事業特別会計

議案第20号 平成30年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

議案第22号 平成30年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

○ 山口智也委員長

それでは、議案聴取会で委員から請求のあった、追加資料の説明をお願いしたいと思います。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

先ほどと同じ資料の16分の4ページからお願いをいたします。

まず、16分の4ページと16分の5ページにつきましては、加納委員のほうからご請求いただきましたものでございまして、まず、平成30年度の予算と決算の比較ということで、平成30年度の部分が入っていなかったということで、その部分を加えさせていただきました。

まず、合併浄化槽の設置費補助事業でございますが、平成30年度の予算案で最終的に4465万8000円ということで、決算につきましては4008万円ということで、対予算増減とい

たしましては、450万円ほどの不用額が出たということになっております。

これにつきましては、不用といいますか予算に至らなかった部分につきまして、当初見込んでおったほど、住宅の新築であったり改築による合併浄化槽への転換が図られなかったということでの不用額ということになっております。

(2)の合併浄化槽水質浄化促進事業につきましてですが、予算につきましては4418万6000円ということで、決算値との差が479万1000円という結果になっております。当初の目標、検査適正率を49.8%ということで置いておりましたもので、その差が3.2%ということになっております。こういった検査に至っていないというのは周知不足でなかなかこういったことに利用者が目を向けていただけていないのが現状というふうに考えております。

続いて、16分の5ページでございますが、農業集落排水事業特別会計の決算概要の部分でございます。これについても平成30年度の予算を加えさせていただきました。平成30年度の予算につきましては、表のとおりでございます。対予算との増減といたしまして、一番多いその他の部分で50万円ほどの差が出ておまして、トータルでは66万2000円の差となっております。

続きまして、16分の6ページのほうからお願いいたします。これは、森委員からのご要望の書類でございます。資本的支出不足額を補填する財源ということで、説明の中で補填する財源が一定額ある中で、もともと補填する財源がどれだけあるのかというご質問をいただきました。

まず、水道事業については、表の下のところで24億7000万円ほどの額を補填しておまして、補填することのできる財源として6項目ございます。上から当該年度消費税及び地方消費税の資本的収支調整額ということで、これは1億5400万円ほど補填財源として利用しております。

続いて、2段目が過年度分の損益勘定留保資金ということで、これにつきましては減価償却費等でございますが、5億9500万円ほど平成29年度の方ということで、これは非現金支出額でございますが、これを利用しております。

3段目が当該年度の損益勘定留保資金ということで、これにつきましては減価償却費の部分だけは全額というふうにはなっておらんのですけれども、トータルで減価償却費が17億円ある中で9億5000万円ほどしか利用しておりません。その中で、補填額としましては7億4000万円ということで使っております。

続いて、減債積立金でございますが、これは前年度の純利益をそのまま、前年度積み立てることを認めていただいて、今年度こういった形で取り崩して利用するものでございますが、9億7700万円をそのまま全部使っておるという状況でございます。

その次の段が、建設改良積立金でございますが、これにつきましては14億円ありますが、補填することには使っておりません。あと、一番下の当年度末の未処分利益剰余金につきましては、約14億円がそのまま残る形となっております。そして、トータルでは60億円ほどの補填財源がある中で、24億7000万円を補填に使ったという形になっております。

続きまして、16分の7ページ、下水道事業でございますが、これも水道と基本的には考え方は同じでございますが、今回、表の一番下、66億5500万円ほどを補填財源として使っております。全補填財源という形では87億円ほどございます。

同じような説明になって申しわけございませんが、当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額として3億7000万円を全部利用しております。そして、当年度分の損益勘定留保資金ということで41億円を使わせていただいております。そして、減債積立金も、これは前年度分の純利益ですが、これを18億円ほど使わせていただいております。そして、最後に、当年度の未処分利益剰余金の処分数額としまして、23億円のうち3億1000万ほど利用したということで、87億円のうち66億円を補填財源として利用しております。

私からの説明は以上でございます。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課の村上でございます。

資料につきましては、追加資料の次のページ、16分の8ページ目をご覧ください。4、水道事業会計における給料及び職員状況でございます。

これは、不用額で水道事業会計、配水及び給水費の給料の不用額理由のところ、若手職員が配置されたためというところと、職員の高齢化ということについての資料請求がございましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、(1)、(目)配水及び給水費における給料及び職員状況でございます。予算と決算で平均年齢等を比較させていただいております。

欄外①になりますけれども、予算は、前年度に配置されている職員の平均給料に基づき、予算定数を乗じて計上しております。②予算定数どおり37名が配置されたところでございました。③平成30年度4月の人事異動では2人が転出、53歳、33歳が他の課へ異動となり、

4人が転入、46歳、41歳、30歳、26歳と若手職員が配置されましたことから、平均年齢が下がり、給料支給額も減り、不用額が生じたものでございます。

次に16分の9ページを御覧ください。

(2) 目別職員状況でございます。予算科目の目別に、平成29年度と平成30年度の平均年齢等の内訳でございます。

左側の水道事業会計をご説明いたします。

増減の欄を見ていただきますと、平均年齢については目別に上がったものもあり、下がったものもあるという状況でございますが、合計欄をご覧いただきますと、平成29年度45.7歳であったものが、平成30年度には45.4歳ということで、マイナス0.3歳ということでございました。平成29年度から平成30年度は1年たっておりますので、人事異動がなく同じ職員であれば年齢も1歳上がるという勘定になりますけれども、逆に0.3歳下がったということで若くなったということが言えると思っております。

右側の下水道事業会計でも同じように、目ごとで上がったものもあり、下がったものもあるということでございますが、ここでの合計では0.5歳上がったということで、単純に言うと1歳上がるどころ0.5歳であったということで、実質的には少し若くなったということができると思っております。

次に、(3) 職種別職員状況でございます。

左側の水道事業会計をご説明いたします。

平成30年度の平均年齢では高い順に、労務職、これは上下水道作業の技師でございますがこれが49.9歳、次には事務職が44.6歳で、技術職、これは土木、電気、機械等の技師でございますが、これが42歳ということで、労務職につきましては、民間委託の拡大を進める中、その分が退職者不補充となったことに伴いまして高齢化しているというふうに言うことができます。

また、増減の平均年齢を見ていただきますと、事務職はマイナス0.2歳、技術職はマイナス0.4歳、労務職はマイナス0.1歳と、これも平成29年度から平成30年度と1年がたっておりますので、年齢も1歳上がるというところでございますが、逆に下がったということで少し若くなったということができると思っております。これにつきましては、退職者不補充が続いておりましたが、技術継承の観点から、平成30年度に新規採用で若手職員1人が配置されたことによるものでございます。なお、平成31年度につきましては、新規採用2人の配置を図ったところでございます。

次に、右側の下水道事業会計でも同じように見ていただきますと、平成30年度の平均年齢では高い順に、労務職54.3歳、技術職41.4歳、事務職38.8歳で、労務職は民間委託の拡大を進める中、その分が退職者不補充となり高齢化をしております。

増減のところの平均年齢を見ていただきますと、事務職プラス0.3歳、技術職プラス0.4歳、労務職プラス2.2歳ということで、労務職の高齢化が一段と進んだということができます。なお、この状況に対して、水道事業の1年後にはなりましたが、平成31年度に、新規採用で若手職員2人の配置を図ったところでございます。

以上のような状況でございまして、職員の高齢化に関しましては、引き続き技術継承の観点を持って、年齢構成を視野に人材確保に努めるとともに、人材育成、技術継承に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 清水お客様センター所長

お客様センター、清水でございます。よろしくお願いたします。

私からは、小林委員から検針業務について、適正に業務が行われているかという資料請求がございましたので、ご説明をさせていただきます。

同じ資料の16分の10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。

水道料金の検針業務につきましては、四日市市上下水道局お客様サービス等営業業務委託として、①の受付（窓口）業務、②の開閉栓業務、③の請求・収納業務、④の検針・検算業務、⑤の徴収業務、⑥の給水審査業務、⑦の夜間・休日受付業務の七つの業務を包括的に業務委託しております。

現在の契約は、平成28年度から令和2年度までの5年契約となっております。平成27年度にプロポーザルにより受託者を決定させていただき、契約をさせていただいておる状況でございます。

平成27年度のプロポーザルの実施時には、平成26年度の実績を基本業務量としまして、こちらのページでいう右から3段目のところ、基本業務量を募集時に提示させていただき、それに基づきまして、それぞれの業務について取り組みをご提案いただいております。

16分の10ページ、11ページには、各業務の主要な業務内容、平成20年度の業務量と私どもの業務に対する設計金額、それと実際の契約した金額を受託者の提案の配置人数で按分したものを示させていただきます。

次に、16分の12ページを御覧いただきたいと思います。

ここでは、先ほどの委託業務の中から、検針・検算業務の詳細をお示しさせていただいております。

まず、検針業務のうち、検針作業としては、実際に水道メーターを見ていただいてハンディー端末に入力する、アからクの業務。入力作業として、検針データを預金システムに取り込むアからウの業務。検算業務としては、検針後の情報管理としてアからカの業務。調査・調定業務としてア、イの業務を委託しております。

ここでは、プロポーザル時の基本業務量、それに対する平成30年度の実績値、それとプロポーザル時の受託者の提案配置人数をお示しさせていただいております、リーダーを含め業務従事職員5人、事務職員1人、検針員43人で取り組むということでご提案をいただいております。

続いて、16分の13ページには、前回の契約から平成30年度までの検針業務の取り組み状況をお示しさせていただいております。

平成30年度におきましては、リーダーを含め業務従事職員5人、事務員1人、検針員42人で、年間約85万件の検針を行っていただいております。検針員の数は、提案の時点より1名少ない状況で実施していただいております。この理由といたしましては、検針員の多くが家族の扶養等に入っておられまして、所得制限がある方が多い状況でございます。ただ、中にはフルタイムで勤務できる方がおられまして、フルタイムで勤務していただける方の人数が提案時より増加したことで、人数的には1名少ない状況でも業務を行っていただいているところで必要な検針数は滞りなくやっていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○ 中村下水建設課長

下水建設課、中村です。どうぞよろしく申し上げます。

小林委員より、今後の公共下水道の整備計画予定をということでありましたので、整備予定と事業量、区域をお示しさせていただきます。

6、市街化区域における下水管管渠整備についてでございます。16分の14ページを御覧ください。

(1) 汚水処理施設の概成ですが、市は国の汚水処理施設の概成時期に関する方針、こ

ここでは、汚水処理施設というのは、公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティ・プラン事業、合併浄化槽事業を指しますが、この方針を受けまして、市の整備方針であります四日市市生活排水処理施設整備計画（アクションプログラム）を平成30年度に見直しました。この計画のうち、公共下水道、汚水により整備を行う区域、市街化区域のうち下水道区域を、令和7年末までの概成を目指しているところです。

次に、（2）整備延長及び事業費につきましては、詳細設計等が終わっていない区域がございますので、概数ではございますが、管路整備につきましては年間約15kmから18km、合計122.6km、事業費は年間29億から32億円、総額220億円を予定しております。

次に、（3）市街化区域における主な下水道未普及区域です。

表のほうには、各処理区別に令和2年度以降の未処理区域を示しています。表の北勢沿岸流域下水道（北部処理区）は、下流域では海蔵川、上流域では三滝より北側の区域、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）では鈴鹿川より南側の区域、両区域に挟まれます単独公共下水道区域というふうに分かれています。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）では、現在施行中の茂福、伊賀留我神社あたりなのですが、そちらの上流、大矢知町、大矢知興譲小学校西側、それから齋宮周辺を、次に四日市環状線北側、垂坂町、それから南垂坂などが未整備区域でございます。次に、単独公共下水道につきましては、芝田1丁目、三滝台南側の川島町、室山、八王子、波木、采女町などが未整備でございます。南部処理区では、河原田町、河原田保育園周辺が未整備となっており、これらの地域につきましては、令和7年概成を目指し、取り組んでいくこととしております。

説明は以上です。

○ 山口智也委員長

どうもありがとうございました。

では、少しだけ早いですけれども、お昼休憩に入らせていただきます。再開は1時で、追加部分から質疑を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。午前中は以上です。ありがとうございます。

11：51休憩

○ 山口智也委員長

それでは、若干早いですけれども、皆さんお集まりですので、審査を再開させていただきます。

まず初めに、追加資料の部分について質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、森委員のほうからよろしくお願いいたします。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。

まず、16分の6と7ページ、財源の補填ですけど、これ、例えば水道事業だと、60億円のうち24億円を使って、次、また来年度は60億円に戻るような仕組みになっているのか、このまま減っていくのか、その確認をお願いしたいんですけど。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画の伊藤でございます。

16分の6ページの水道でいいますと、60億円の全補填財源がございまして24億円を使うと。来年度、60億円から24億円を引いた36億円ぐらいありますが、そこからもう一回24億円を引くのかというご質問だと思うんですけども、当年度未処分利益というのが来年度また何億円か出てくるはずですので、36億円にそれを足した状態、平成30年度ですと14億円出てきていますので、その分を足した形になりますので、純粹に減っていくというわけではありません。

○ 森 康哲委員

これは下水のほうも同じなんですか。

○ 伊藤経営企画課長

基本的な考え方は一緒なんですけれども、ただ、下水道事業のほうは水道と比べますと、水道は基本的にもう大きい整備というのはやっていない状況です。基本的に給水人口

99.9%というほぼ100%になっておりますもので、新たに何かをつくっていくということはないですけれども、下水道事業というのは令和7年度の市街化区域の概成というのを目標に現在、整備を進めておりますので、まだまだ資本的出資が続く形になります。そういう点では補填していく財源がかなり大きな金額にはなっておりまして、今年度ですけど、特に見ていただきたいのは16分の7ページの表の中の下から二つ目、当年度未処分利益剰余金処分額というのがございまして、今年度23.7億円ぐらい純利益があり、そのうち3億円を使っているという状況ですので、来年度も同じような金額になった場合にかかなり厳しい状況になるのかなと考えております。

ですので、水道事業と下水道事業では若干その辺の立ち位置といいますか、その辺は違うのかなと考えております。今回下水道使用料を値上げさせていただいたというのは、この辺が特に大きなポイントになるというふうに思っております。

○ 森 康哲委員

そうすると、決算の後、提言で予算につなげていく、今年度からそういうサイクルになっていくんですけど、この下水のところていくと87億円で66億円使っておるわけですね。

○ 伊藤経営企画課長

そうですね。

○ 森 康哲委員

見込みとして来年度、その予算はどれぐらいの見込みになりそうですか。

○ 伊藤経営企画課長

補填財源という意味合いでよろしいわけですね。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 伊藤経営企画課長

今年度と同じ程度の事業量をやるということであれば、やはり66億円、60億円程度の補

填財源は要るんじゃないかなというふうに考えております。

ですので、今年度ある程度余裕といいますか、来年度に残していける部分があれば、なるべく多く残した上で来年度の財源につなげていきまして、それを建設投資のほうに回させていただくというのが、現在の下水道事業のお金のサイクルといいますか、そういった形になっております。

○ 森 康哲委員

16分の8ページなんですけれども、二人辞めて4人転入してきた。

53歳と33歳が転出して、46歳、41歳、30歳、26歳の4人が入ってきたにもかかわらず、総額で不用額が489万円出たという説明だったと思うんですけど、単純に見て二人減って4人入ってきたら増えるはずなんですけど、この53歳、33歳が辞めた給料というのはそんなに高かったんですか。

それと、平均的に1年ずつ上がっておるはずですよ、全体の職員の年齢は。上がるにもかかわらず、この二人だけの転出でこんなにも不用額が出るものなのかちょっと不思議なものですから、その辺、説明をお願いできますか。

○ 村上上下水道局総務課長

不用額が人数によって出たのかという部分がございますが、当初予算につきましては、2名増員分を含めて37名分、これを前年度のこの科目の平均給与で掛け算しておいてございます。

2人転出して4人入ってきたということでございますが、予算上は37名分おいている者の中と同じ数の分だけ入ったということでございますので、決算上も37名分というところでございます。

これが前年度実際の平均年齢でいうと、47.4歳ということで1歳減ってございますので、平均給与的に、単価ですね、ある意味、単価が下がっているというところが、不用額のもとになるということでございます。

○ 森 康哲委員

③、一番最後の説明を見ると、そういうところは全然読み取れないんですけども、言われるように、②でもともと2人増の37人の職員が配置されているというのはわかるんで

すよ。

その③にいくと、2人減って4人増えたのに若手職員が配置されたことからというのを見ると、この53歳、33歳がいなくなって入ってきたのが46歳、41歳、30歳、26歳と、どうしてもこの年齢だけで見ると、そんなにも480万円も要らなくなる、不用額が出るような感じに読み取りづらいんだけど、その辺もう少し丁寧に説明できますか。

○ 山口智也委員長

2人出て、4人入ってきたわけですね。

だけど、総額で結局、決算としては489万円の不要額が出たということ。

○ 若林技術部長

もう一回私から、ちょっとざっくりになってしまいますけど。

まず、人数については2人増えることがわかっていますので、2人増ということで37人の予算を計上させていただいた。

そのときの平均給与を予算においては48.4歳ということで、そのときに配置されておる者の平均年齢の給料掛ける37人で計算したわけです。

実際については、37人そのまま配置されましたけれども、2人出て4人入ったという、説明がちょっとややこしいのかもしれませんが、ここの欄は平均年齢が下がりました。だから、その平均年齢における給料掛ける37人ということになりますので、平均年齢が1歳下がった分、掛けた37人分の給料が不要となってまいりますので、470万円が不要になったということになるんですけれども。

○ 山口智也委員長

両方とも37人だよ。決算も予算もね。

○ 若林技術部長

そうです。

○ 山口智也委員長

平均給与に37人掛けているのは一緒やけど、平均年齢がちょっと下がったから決算とし

ては当然下がるということ。

○ 若林技術部長

そうですね。

平均年齢が下がった。下がったその平均年齢における給料ですから、1歳違うと幾らか違いますので、それに掛ける37人分が下がりますので。

○ 山口智也委員長

森委員、もうわかるまで。ここにいるメンバー全員理解しないといけないと思いますので。

○ 森 康哲委員

大体わかったんですけども、そうすると次の9ページのところに来るんですが、平均年齢が48.4歳で、これは事務職、技術職、労務職を全て合わせての平均年齢だと思うんですが、職員数が合わないんですけど、これは水道だけか。

この9ページの(3)の職種別職員状況というところの事務職、技術職、労務職というやつは、職員数は37人というのは見当たらないんですけど。

○ 若林技術部長

すみません。

まず、水道会計の中で水道事業会計の上の表ですね、これの上から二つ目、排水及び給水費、ここが平成29年度35人から37人と、この分のご説明を先ほどのページではさせていただきます。37人の予算に対して37人が配置されたということでございます。

下の(3)の職種別職員状況につきましては、これら全部の目を合わせた形でのトータルの人数になっておりますので、ここでは37人という数字はわかりません。

○ 森 康哲委員

わかりました。

平成30年度でいうと合計が103人、(2)の目別職員と(3)の事務職、技術職、労務職を全部足すと103人になるので、これはわかりましたけれども、そうすると平均年齢と

というのはこの排水及び給水費のところの職員のやつしか出ていないわけですね。もう一回、8ページのやつ。

何が言いたいかというと、技師さんの平均年齢が上がって給料も当然上がっていると思います。説明でいくと、努力して人を増やしますということなんですけど、なかなかそういう環境にないというのが総務のところでも人事のほうでもわかっている。

そうすると、抜本的にどうしていくのかということ、解決策はなかなか見出していない状況が続いているわけですね。平均年齢が上がっているという状況を見ると。

それをどうするのかというところが民間の活用になっていくと思うんですけども、その辺、読み取れるような数字というのは、どこを見ればいいですか。

○ 村上上下水道局総務課長

技師の職員が高齢化していくということと、もう一つ、土木技師の募集になかなか採用まで結びつかないというお話をいただいたと思っております。

16分の9ページの(3)の職種別のところを見ていただきますと、土木技師は技術職という分類に入ります。

もう一つ、高齢化しているのが労務職ということで、これは上下水道の作業専門での採用になってございますが、ここが高齢化してきているというところでございます。土木技師については本庁との人事交流も行って年齢的には水道局に配属を受けている者については平成29年、30年の異動ではマイナス0.4歳下がっている。そして、下水道についてはプラス0.4歳上がっているというところがございます。

これは本庁も同じような状況かと思っておりますが、土木技師につきましては追加募集も行い、8月にはその説明会も行い、募集、応募につなげていこうというふうに努力をさせていただきたいと思っております。

また、労務職のほうの技師につきましては、平成30年度から年齢構成を踏まえた技術継承のための採用ということに踏み込んでおりますので、引き続きこの努力を続けていくというところで、高齢化を避けようというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

(3)の職種別の技術職を見ると、これ、民間の会社と比べたら10歳は高齢化していると思うよ。民間の会社って30歳ぐらいだと思いますけれども、もう手遅れのところ辺に来

ていると思いますよ、この42歳というのは。

現状を見ると何年も四日市市の高校生の受験者というのもゼロが続いている状況じゃないですか。ずっと頑張りますって答弁があっても、これはなかなか改善されないと思うので、これ、決算から提言をして予算につなげていく機会なので、ここら辺で原因を追究して、解決できるようなところを見出していかなきゃいけないと思うので、委員長に言うんだけど、ここはきちっと解決に向かうように提言していく方向でまとめていただければなど、お願いしたいと思います。

○ **山口智也委員長**

ただいま、森委員のほうから議員間討議のご提案がございました。

この項目については、以前から委員会でも技術職の高齢化をどうしていくのか、採用をどうしていくのかという議論が続いていると思いますけれども、これ以降、議員間討議として取り扱うことに関しまして、皆さんいかがでしょうか。

○ **小林博次委員**

議員間討議で何を取り扱うの。

若いやつを雇えと言っても、おらんと言っているし。

○ **森 康哲委員**

総合計画で上がっていますけれども、民間の活用を探っていくという方向性が出ていると思うんですよ。

そうすると、具体的に民間でどういうことが上下水道局でできるのかというところは、議論をしていく余地はあると思うんですけども。

○ **小林博次委員**

そういう趣旨には賛成なんやけど、従業員の年齢が高いよという切り口で、そこにはたどり着かんと思うんやけど。

○ **森 康哲委員**

以前、総務委員会のほうでも、人事のところでも本庁も上下水道局も技師不足ということ

を取り上げて所管事務調査をやっています。本庁も含めた人事交流でやっている効果がここに見られないので、高齢化によってという問題を抜本的に解決するには、やっぱり民間の活用を取り入れていくというところになると思うので、その辺の議論にできたらつなげていきたいと。

○ 小林博次委員

いいよ、別に。

○ 山口智也委員長

ほかの議員の皆様、いかがでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

議員間討議になる以上、全ての委員から意見を聴くことになってくると思いますので、全議員が参加できる内容だと思います。そういう面では非常に重要な課題でありますので、例えば、改めて所管事務調査など研究をした上で理解を深めていくことも一つあるかなど。大事なテーマなので、改めて勉強も兼ねてやっていかないといけない部分と思っているんですけれども。

もちろん森委員のおっしゃった今の内容は、当然、委員長報告としてもしっかり盛り込んでいかなければいけないというふうに思っておりますけれども。

○ 森 康哲委員

誰やったか、上水道のところで水道局の改正法の一般質問された答弁ですけれども……。

○ 山口智也委員長

笹岡議員。

○ 森 康哲委員

そのときにも民間の活用、コンセッションとかPFIとかいろいろな方向性を探ってい

くという答弁があったと思うんですね。

あれは上水のことだったと思うので、今度、下水はじゃ、どうなんだというのは全然議論をされていないと思うんですよ。

○ 山口智也委員長

まさにこれからの10年、総合計画でも打ち出されているコンセッションも含めた、官民連携というところは総合計画でもうたわれている部分かと思います。当委員会としても、以前から森委員より所管事務調査で取り上げてはどうかと提案いただいている部分ですので、そこはぜひ皆さんの賛同を得て、できるものなら所管事務調査でしていければと思っているんですけど、ただ、ここの議員間討議でとなると、もう少し理解を深めた上で全議員が意見を出して、それを一緒にぶつけていくというスタイルが好ましいのかなというふうに思うんですけれども、森委員いかがでしょうか、ほかの委員いかがでしょうか。

○ 小田あけみ委員

ちょっと勉強不足で、民間の活用にどのようなものがあるのかがイメージできていませんので、できれば勉強させていただいた上で、議員間討議という場を設けていただきたいなと思っています。

以上です。

○ 井上 進委員

私も同じように、今の状況が正直まだ理解できていないという状況なんです。

平均年齢が高いのは数字を見ればわかっていく部分ではあるんですけれども、ただ、新しい人が入ってこないということに尽きるかとは思いますが、先ほど森委員が高校生が何年も入っていないというふうにおっしゃって見えましたが、そういった部分で市が真剣に募集しているのか不信感を持ってくるもので、そういった部分をどうやって討議するのかなというのは思っているところです。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

加納委員、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

この場では特に。

○ 山口智也委員長

わかりました。

森委員のご提言、しっかり受け止めて、前々からご提案いただいていますので、もう一度改めて所管事務調査という形で扱わせていただけないでしょうか。

○ 森 康哲委員

ちょっと違うんじゃないかなと思うのは、これは決算なので、決算の数字を見て今度提言して、予算につなげていくんですよね。そうすると、今、議論しないで、また後戻りすることになりませんか。

人事のことは総務常任委員会で2年かけてこの問題をやってきているんですね。なぜ、四日市の高校生が受験しないのかも民間に全部流れているからとはっきりわかっているわけですよ。

四日市工業高校にはこの科目がない、四日市中央工業高校しかない。どこから採用しているかというところの南部のほうから採用している状況があるわけです。

四日市市が採用を求めても、採用の時期に関しては協定を守らなきゃいけない。そうすると、民間が先に採用が決めてしまうので、おのずと四日市市はゼロになってしまっている。

そういう背景がわかっている以上、頑張っって採用増を考えていきますという答弁は成り立たないわけです。

そうすると、次にどうするのかここで議論をしないと、技師不足が改善しない。せっかくのこういう機会が無駄になってしまうと思うので。

○ 山口智也委員長

森委員のタイミング的には今だろうということ、非常に理解はするところです。

ただ、繰り返しになるんですけれども、議員間討議となれば、この全議員が意見を出してほしいですし、まだその俎上まで委員会としてもいっていないというところで、すごく

苦しいところなんですけれども、委員長報告としてはその課題についてはしっかり記載はすべきだというふうに思っているんですけども。

○ 井上 進委員

ちょっと私、あんまり理解していなくてごめんなさい。

教えてほしいんですけども、今、先ほど言われた高校生の民間企業の募集時期と市の募集時期がずれておるという話でしたが、その辺、例えば、高校生の一般的な募集時期は9月1日からだと思っておるんですが、市はいつ募集をかけているんでしょう。

○ 森 康哲委員

民間の中小というのは時期に関係なく、規制から外れていますので。

○ 井上 進委員

いや、高校生は民間も全て三重県下統一されておるはずなんですよ、9月1日以前は募集はかけられないので。募集は、例えば7月1日の募集開始から面接が9月1日以降という形のはずなんですよ。それ以前のものはありませんよ。

私も会社で一応人事的なこともやっていましたので、大学生はもう4月とかそんな、もっと早くから動きますけれども、高校生は7月以前は動きがないもので、7月以降に学校へ募集をかけて、9月1日から応募受付という形の部分しかしていないので、そんなにずれていないのかなと私は思っていたもので。

○ 森 康哲委員

これは所管外のことなので、確認は後でしていただきたいんですけども、現実的には受験者がいないわけです。

何が問題かという、若い年齢の技師さんが少ないということはそれだけ仕事量が滞る、繰り越しが多くなってしまいます。

一番わかりやすいのは、本庁の工事でいうと生活に身近な道路整備事業が毎年繰り越しが発生している。そういうあおりが、上下水道局も人事交流をしているんだからしわ寄せがくるだろうと、そこが一番問題なんですよ。

だから抜本的に民間に出していくことができるなら、議論しないと手おくれになります

よと。

○ 山口智也委員長

既に議員間討議に入っているような形になっているんですけども、森委員としては、ぜひとも議員間討議をしていきたいという思いがあるようですが、ほかの皆さんにもお聞きしたいんですが。

○ 小林博次委員

いいけど少しずれていると思う。

例えば、市が工業系の若い連中を採用しないのと違って、来ない。来ないというのは、最近の若い人たちが工業系の高等学校に行かないから。そういうのがずっとこう続いてきて、ばたばたしたっておらへんよね、

だから、人の問題はこの委員会ではなくて、総務委員会の範疇で論議せんと簡単にいかないと思っている。だから、幅広い論議をしないと答えが出ないとすると、休会中の勉強会で幅広い論議をしたほうがもっと掘り下げられると思っているが、議員間討議だからそれはそれでいいと思う。

○ 谷口周司副委員長

ちょっと森委員に確認ですけど、事業実施に関して、議員間討議をしながら次の予算に向けて、予算の拡大と、採用方法であるとかそういったところも含めて提言をしていく方向性か確認だけ。

○ 森 康哲委員

副委員長が言われるように、これからの予算に反映させていくためには、人事のほうでがんばりますというだけではだめだよと。やっぱり民間活用というところにたどり着かないと。

○ 山口智也委員長

森委員のおっしゃっているのは水道、下水道問わずということで、今おっしゃっているんですか。

○ 森 康哲委員

はい。

特に笹岡議員の一般質問で、水道法の改正で上水道の質問をされていたので、そのところは理解できているんだけど、下水はまだ議論されていないと思うので。

○ 山口智也委員長

森委員のおっしゃるのは、もっと若い方が活躍できるように、市の採用を今の形だけではなくて民間の活用を取り入れていくべきだということ、ざっくりいうとそういうお考えを持っているということ。

○ 森 康哲委員

それを議論するべきじゃないのかな。

○ 小林博次委員

日本中そう思ってる。ここだけと違う。

○ 山口智也委員長

ほかの委員の方も簡単な確認等であれば、理事者にもしていただいてもいいのかなと思いますけれども。

○ 谷口周司副委員長

ちょっと理事者の方に簡単に確認だけさせていただきたいんですけど、今の採用状況、簡単でいいんですけど、高校生の応募がゼロと聞きましたけど、そのほかにも新規採用で応募がどれぐらいあって、実際入ったのがどれぐらいなのかというのは一番新しいデータでわかりますでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

管理者、山本でございます。

ちょっと用意していないのですが、年間3回試験はさせていただいて、1回目の試験

は何年も辞退でゼロが続いていると思います。

今時分にさせていただく標準的な試験で1、2名採用になり、年明けに行われる試験の
で数名採用できるというのが、最近の流れになっております。

実業高校のほうに職員を派遣して先生方からお話をお聞きしていると、四日市中央工業
高校でいくと2クラス、60名前後のところに数千社の募集が来るということで、もう桁が
違うとおっしゃっておられます。

その中で、市の決定まで就職をあっせんする学校側としては、長く引っ張れないという
実情もあるというふうにおっしゃっておられます。

もちろん小林委員から言っていたいただいたように、バブル期以降3K、6Kというような
格好で土木系というか建設現場が非常に嫌われ始めた。それが根強くなっていて、大学
でも高校でも土木という名前を使わないようにして、イメージ戦略に出たというのが実態
であろうかと思えます。

ちょっと古いお話をさせていただくと、私は昭和55年に採用されていますが、私のとき
でも2年に1度の採用でした。それで、高卒1人と大卒が3人というような採用のパター
ンでした。

だから、2年に1回というところで、高校としては今年採用があったので来年は高卒の
採用はないとか、ご苦労なされたというのを伺ったことがあります。

私より前の世代は毎年採用だったもので、一定の高校から出していただいていた、久居
農林、津工業あたりのところは定期的になっていた。

そして、平成2桁になってからは、いわゆる景気も冷えたのと行革でなかなか採用して
いただけなかった。

もうちょっと足させていただくと、四日市の昭和49年の災害以降、新採職員というのは
道路課に配属になるか下水道課に配属になり、いわゆる修行をさせていただいていたとい
うところです。

4月、5月に国への申請書類がありましたので、この時代には土曜日が半ドンであって
も大体200時間を超える時間外をして、6月定例会議会へ契約案件を上げるというのが実
情でございました。

そして、去年ぐらいからは月当たりの時間外を60なり80に抑えるというような格好にな
ってきましたもので、森委員がご指摘をいただいた繰り越しをせざるを得なくなってきた。

働き方改革というところですので当たり前なんですけれども、それに対して職員体制が

ちょっと整っていないのも事実だと思います。

それで、笹岡議員のご質問にお答えするような格好で、水道部門についてはという形でお答えはさせていただきましたが、あれはもう上下水とっていただいで結構だと思います。水道だから特別とか、下水道だから違うんだということはありません。

我々上下水道局は今から南海トラフ巨大地震を想定した管路の更新の事業に入っていきます。これは、今までやってきた管路更新のスピードをはるかに超えるスピードである必要がある。もちろん、令和7年までに国の指導もありますので、下水道は概成をする必要がある。

そして、総合計画の特別委員会のほうでもご指摘をいただいたんですけど、安全・安心なおいしい水をより安くしろというご指摘をいただいておりますので、これに対応していくのにはやはり民間活力を使う、官民連携が非常に重要になってくると思います。

ただ、一定の職員がいないとモニタリングもできませんし、業者を牽制する能力も持ち得なくなりますので、それを継続的にしていくためには、世代のすき間がないように、本当は一定の人間がずっとおり続けられる、我々年をとったものがいなくなれば平均年齢は下がりますので、何てことはないんですが、持続的な技術力を持ち続けるための方法というのは確立をした上で、民間にお願いできるものは民間にお願いしていくというスタンスで基本的に考えておりますので、上水道でお答えしたものは、上下水同じとっていただいたほうが適切だというふうに思っております。

以上であります。

○ 若林技術部長

もう一つ補足させていただきます。

その辺の方向性につきましてですけれども、本年の7月29日に所管事務調査をしていただいております。その中で、私どもの経営戦略を作成してこれをご説明させていただいたわけなんですけど、その中で、下水道事業として人材確保による技術継承と官民連携の推進、先ほど管理者が申しあげましたような内容、全て書いてございまして、技術職員の確保というのが一つ、人事制度の検討、それと、官民連携の推進ということで、ここでは事業のモニタリング等、民間事業者を牽制できる技術力と人員の配置を前提とした上で、設計施工一括方式、DB方式であるとか、包括民間委託などの官民連携について検討するというところで、今後経営戦略として方向性を示させていただいたというところはございます。

○ 山口智也委員長

そうすると、今、現在進行形でその県と官民連携のあり方とか人事制度のあり方であったり、採用のあり方、こういった検討を現在進行形で今、取り組み中であるということなんでしょうか。

○ 若林技術部長

そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

よくわかりました。

もう一つ管理者が言いづらい部分を言うとすれば、この間の大雨が降ったときみたいに、2日連続でほとんどの人は寝ずに対応をしていたと思います。本庁の職員もそうですけれども、特に上下水道局の職員なんかは寝ずの48時間だったと思います。

通常業務をやりながら上乘せでそういうことがあると、やはり、そのしわ寄せというのはいろんなところへ波及すると思いますので、余力のあるうちに抜本的な体制づくりというのを我々も一緒になって議論していかなあかんかなというので、議員間討議に無理やり入ってしまいましたけれども、提案させていただきました。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

大事なテーマではあるとそれは重ねて申し上げたいと思いますが、また後ほど皆さんにこの内容について、論点整理シートとして取り上げていくのかどうか諮らせていただいていることになっておりますので、お願いしたいと思います。

論点整理シートで上げていくのか、あるいは委員長報告でしっかりそれを行政に伝えていくのかというところ、また後ほど判断していただければと。

○ 加納康樹委員

後ほどというよりも、もうやってしまったほうが良いと思っていて、重要なご指摘とは

思うんですが、今回目指す論点整理シート、予算のサイクルにはちょっと乗っていかないのかなと思います。

従前の部局をまたぐという全体会審査、本市の全体的な人事採用戦略というのか、技師、一般職はどうか。一般質問で話題になったところでいくと、これから幼稚園教諭どうなるのとか、保育士は充足されているのか、もちろん病院のほうだって医師、看護師、さまざまな業種を四日市市、抱えているので、それらの人事戦略、その決算という観点からそれぞれが充足されているのか、されていないのか、その解決に向かってどういうことが求められているのか、全体会のほうが私は適しているような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○ 山口智也委員長

部局をまたぐということで、全体会でしっかり審査をするという選択もあると思いますので、どうでしょう、今、加納委員がおっしゃったようなことについて、森委員のほうはその意見に対してどうでしょうか。

○ 森 康哲委員

それに従います。

○ 山口智也委員長

また後ほど、全体会送りにするかどうかもまた確認をさせていただきますので、その際によろしくお願いしたいと思います。

この件につきましては、この程度とさせていただきます。

その他の質疑に移らせていただきます。その他の質疑から追加資料の部分でお願いしたいと思います。

○ 小林博次委員

お客様センターの勤務について資料をいただきましたが、ちょっとわからないことがあるので聞かせてください。

この資料を請求した趣旨は、メーター検針する会社を新たに募集するところで、上下水道局が今の会社に5年間で2億円も高い仕事をさせたなということで、そんな話でいいの

かということで資料を作ってもらった。

ちょっとこの資料からは読み取れませんが、例えば、16分の10で検針・検算業務と書いてあるが、水道のメーターを検針に行つて、何か問題があればそれを取り出して議論して対応するという理解でよろしいか。

○ 清水お客様センター所長

お客様センター、清水でございます。

検針業務については16分の12のほうで、ちょっと業務等も詳細な……。

○ 小林博次委員

いやいや、それはあとで聞くけど。こういう理解でいいのかと聞いたわけ。

○ 清水お客様センター所長

そのとおりでございます。

○ 小林博次委員

そうすると、例えば、歯医者さんで月30万円ぐらい払っておったところがあるわけや。

検針業務だったらこんなものすぐわかっておるはずやけど、再確認とか再調査とかこういうことをやると書いてあるので、本当にやっていたら、今言った問題は発生しないと思っておるのやけど。

○ 清水お客様センター所長

各検針員がその日検針をしていただいたデータを持ち帰っていただいて、異常水量とか、そういうものについてはエラーが出るような形になっております。

そういうものに関して、再度メーターがどのような状況か確認に伺うというような業務となっております。

○ 小林博次委員

メーターを見て高いか安いかぐらいは判断できるんやろう。それができやんのか。

○ 清水お客様センター所長

判断しております。

当然、漏水とかそういうものもございますので、もし異常水量であれば、漏水のお知らせということで、一度確認いただけないかというチラシを置いてくることを行っています。

○ 小林博次委員

だから異常だとすぐわかったら訂正しないとあかん。それができていないから、きちっとしていないのと違うのかと思っているわけ。

次、いきます。

次の16分の12で、点検業務の中には井戸水使用者数と656件、書いてあるけど、平成30年度、この井戸水をどのぐらい使用したかって、これ、人数だけチェックしてあるだけ。トン数はないの。

○ 清水お客様センター所長

井戸水の利用者には検針月に当たる月に、利用者から井戸水用のメーターを設置していただいておりますので、その数量をご報告いただくようにしております。

○ 小林博次委員

井戸水用は何に使っているのか。

○ 清水お客様センター所長

井戸水の利用というのは基本的に井戸水をくみ上げてお使いになって、その後下水のほうに流れていくというような形になりますので、水道としては井戸水でございますので料金はかからない。

ただ、下水のほうはご利用いただくので、下水道使用料をいただかなきゃいけないといところで、その各戸、その井戸水をご利用のところから使用水量についてご報告をいただくというような手法をとっております。

○ 小林博次委員

そうすると、わからんから聞かせてもらおう、656件の中には魚屋は何軒あるのか。

○ 清水お客様センター所長

申しわけないですが、ちょっとその辺の実数は把握しておりません。

○ 小林博次委員

これ、何の数字が書いてあるの、把握していないって。

この656件というのは何かあってそこから拾い出した数字なんやろう。

○ 清水お客様センター所長

656件は平成30年度に報告をいただいた全件数ということであります。

○ 小林博次委員

だから、その中に魚屋が何件入っているかと聞いておるんや。

○ 清水お客様センター所長

魚屋ということで区別をしていないので、申しわけないんですが、その数はわかっておりません。

○ 小林博次委員

でも、井戸水を使ったって下水は使うわけやろう。下水道料金は取っていないのか。

○ 清水お客様センター所長

いただいております。

○ 小林博次委員

だったら数字わかるやろう。後で資料ください。

次、いきます。

検針員の人数が43名と表記してあって、次の16分の13ページでは、1人減ってる。検針員が1人減って、さまざまな業務が増えたり減ったりしたら、契約料金は変更するのが普通だと思うけど変更しないのか。

○ 清水お客様センター所長

こちらについてはご説明でも申しましたが、基本業務量というのをプロポーザルのときに提示させていただいております。

各事業者さんが平成28年から令和3年3月31日までの、令和2年度末までの業務量をそれぞれで推測いただいて、提案をいただくというような手法をとっておりまして、検針数によってその委託料が変わるというような手法ではなくて、総額で契約するというような方法をとっております。

○ 小林博次委員

知りたいのは、全部水道料金にかかっていくのに、業務量が減ったのにどうして金額を下げないのか、何をしているのか。やっぱりやるべきことはしないといけませんよ。

○ 山口智也委員長

ご意見ということで。

○ 小林博次委員

はい。

○ 山口智也委員長

それでは、まだほかにもあると思いますが、今のは追加資料の分だけですので、ここで一旦休憩をとらせていただきます。再開は14時10分とさせていただきます。

13：56 休憩

14：08 再開

○ 山口智也委員長

じゃ、皆さんお集まりですので、ここで再開させていただきます。

それでは、追加資料以外の部分も含めて質疑をお受けしたいと思います。

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

○ 加納康樹委員

よろしくお願いいたします。

せっかく、ここの委員会は二人、新人議員さんもいらっしゃるの、クラシカルな決算の確認事項をしたいなと思っているんですけど、その前に1点、議会初日の議案説明に関して、事業管理者のほうから説明をしていただきました。

その議案説明に関しては、たしか前年あたりに私も指摘をしたと思うんですが、それを受けてか詳しく説明いただいたので、ありがたく思っておるんですが、1点苦言を申し上げるならば、事業管理者に読み間違いがかなり多かったなと思っているんですが、その辺のところはまず一言だけいただきたいと思いますが。

○ 山本上下水道局事業管理者

山本でございます。

一生懸命練習したんですが、申しわけございませんでした。

○ 加納康樹委員

じゃ、クラシカルな決算質疑ということで、決算の説明資料のほうから数点お伺いをしますので、よろしくお願いいたします。

まず、説明資料の水道の6ページのほうの摘要で、一番下から4行目のところ、電力料の数字がありますが、この数字って前年から比べるとおおよそ2000万円ぐらいのアップになっているんですけど、その要因は何ですか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

電力料につきましては、燃料調整費というのがございまして、そのアップというのが大きな要因になっておりまして、それで電気代が上がったというところでございます。

○ 加納康樹委員

調整費だけでそんな2000万円かかっているんですか。

○ 堀木施設課長

申しわけございませんでした。

それよりも単価のアップと、朝明の2号井、4号井の供用を開始しておりますので、新しくできたポンプで井戸の取水を始めたというところを踏まえまして、これほどの差額が出てきたという形でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

主なところは、朝明の4号井の稼働に伴う電力使用量のアップとあってよろしいのでしょうか。

○ 堀木施設課長

はい、そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。

一旦後ろのほうに飛ぶんですが、下水のところ73、74ページ、ここは上のほうを見てもらって動力費の欄があって、ポンプ場電力料というのが前年と比べると4500万円ぐらい下がっている。

でも、これに関しては不用額のところに若干記載があるので、使わなかったというところでわからなくはないんですが、前年から比べて動力費が下がったのは使わなかったから。さっきの燃料調整費は増えた要因として答弁がありましたが、ここは下がっているのでポンプを動かす必要が昨年度はなかったという理解でいいですか。

○ 堀木施設課長

施設課長の堀木です。

ポンプ場の動力費につきましては、先ほど加納委員がおっしゃられたように使用量がそれだけ上がらなかったという話でございまして、それと、確かに単価アップは同じようにあるんですけども、主にはそのような理由のところでございます。

○ 加納康樹委員

不要額の明細のところ雨量が少なかったから云々と書いていて、去年あんまり雨量が少なかったかどうかあまり記憶もないんですけど、というと参考までに、今年のように先日のような大雨が多くあったとなると、今年度の決算ではこの数字は上がってくるということになるんですか。

○ 堀木施設課長

雨の降り方と必ずしもそのポンプの動きは連動してございませんで、例えば、雨はたくさん降っているんですけど、途中であふれてしまうと、ポンプ場に水が到達するまでにあふれてしまって、ポンプが例えば3台つけてあっても、2台しか回っていない場合がございますので、必ずしも連動して動ける結果になるかということはいきれない状況でございます。

○ 加納康樹委員

わかりました。

電力料はその辺にしておきます。

戻っていただいて12ページの摘要の欄のちょうど真ん中から上の辺、業務費の枠の中の下から2行目、事務用機器賃借料、額としてはしれているんですが、前年は210万円ほどしかないのが1.5倍に賃借料が上がっているんですが、その要因は何ですか。

○ 清水お客様センター所長

こちらのほうは、昨年度に料金システムのサーバー機器を更新させていただきました。それによって使用料が上がったというような形になります。

○ 加納康樹委員

というと、次年度というか、今年はこれよりは若干下がるぐらいにはまとまってくるということになるんでしょうか。

○ 清水お客様センター所長

次年度というか平成31年度以降につきましては、年度途中で更新してしますのでこれよりも若干上がります。

また、5年契約で行っておりますので、5年間はほぼ同じ金額でということでございます。

○ 加納康樹委員

さっきサーバーとおっしゃいましたけど、何のサーバーでしたっけ。

○ 清水お客様センター所長

料金システムでございます。

○ 加納康樹委員

1ページめくっていただいて、13、14ページ、これ摘要の上のほうから4行目に出てくる給与計算処理費負担金、これが前年140万円に対してかなり、700万円と増えているんですが、この負担金というものが増えている要因は何ですか。

○ 内田総務課総務係長

総務課の内田でございます。

こちらにつきましては、人事課で使用してございます給与計算処理のシステム改修費を市長部局とその他の部局で按分して負担をしてございますけれども、昨年度システムの改修がございまして、負担金が上昇したということでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

だとすみません、ちょっと見ていないんですが、本庁の負担金というのもそれなりに上がっているということなんですね。

○ 内田総務課総務係長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

ちなみに昨年度においてそのシステム改修を行ったのは、何のための更新を行ったんでしょうか。

○ 内田総務課総務係長

給与計算のためのシステムがございまして、そちらの改修を昨年度行ったということでございます。

○ 加納康樹委員

人事制度云々にのっかって変えたのではなくて、従前のものが古くなったから、更新の時期が昨年度だったということなんでしょうか。

○ 内田総務課総務係長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

次、いきます。

25ページ、26ページ。これも摘要欄をご覧ください、摘要欄の下のほう、固定資産購入費の一番下のところから2つ、レーザープリンター4台、防犯カメラ11台を昨年度中に購入されたようなんですが、それぞれの配置場所を教えてください。

○ 内田総務課総務係長

総務課の内田でございます。

レーザープリンターにつきましては、経営企画課が2台、総務課が1台、生活排水課1台でございます。

○ 伊藤経営企画課長

防犯カメラにつきましては、各フロアに、本庁でもさせてもらってますけれども、あれと同じような形で各フロアと宿直の入るところ、そういったところ全部で11台を入れさせていただきました。

○ 加納康樹委員

というと、防犯カメラのほうですけど、上下水道局の庁舎の中のみで11台。

○ 伊藤経営企画課長

伊藤でございます。

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

念のため伺いますが、その防犯カメラ設置の理由を教えてください。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課、村上でございます。

市役所と同じ足並みでさせていただいたんですが、窓口での防犯というところで、各フロアの窓口が映るように必要箇所数を、附属棟も入ってございますが、設置をさせていただいております。

○ 加納康樹委員

去年だったか一昨年だったか問題になりましたけど、本庁舎で、大変言葉は悪いですが、悪質クレーマー的な市民の方との対応や何か被害があったとき証拠の画像を撮るため、そんな感じとっていいでしょうか。

○ 村上上下水道局総務課長

そのとおりでございます。市役所のほうで市民と若干暴力的なトラブルがあったということで、地区市民センターも配置・配備、上下水道局も事務部門の窓口に対応ということで、設置させていただいております。

○ 加納康樹委員

わかりました。

ちょっと飛んでまた下水のほうにいきまして、75、76ページ。

これはエールを持ってお尋ねさせていただきますが、一番下にあるマンホールカード作成費、これ、前年よりもかなり額も伸びているという感じなんです、配布状況といいましょうか、作成状況といいましょうか、改めて教えてください。

○ 内田総務課総務係長

総務課の内田でございます。

マンホールカードにつきましては、2種類目を昨年度発行させていただきました。

ですので、現在、東海道五十三次の柄と姉妹友好都市の柄が発行しているという状況でございます。

昨年度につきましては、1万枚を製作させていただきまして、配布実績につきましては、東海道五十三次が3600枚余り、友好都市につきましては、平成30年12月から配布開始でございますけれども、2700枚余り、合わせまして6400枚余りを配布させていただいたところでございます。

それぞれ配布開始からの累計につきましては令和元年8月末現在でございますけれども、東海道五十三次につきましては9300枚余り、友好都市につきましては4300枚余り、合わせまして1万3000枚余りということでございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

好評のようでよかったですと思います。

ぜひそのような形のPRもしていただきたいと思います。

最後、もう一点だけお伺いをさせていただきます。

乗用車を3台、パトロールカーを1台、スーパーバックホー1台を売却をされたということですが、売却をする理由、単なる老朽か云々なのかというその処分をしてしまった理由とこれらにかわって何か購入したのでしょうか、ちょっとそれが見つけられなかったので教えてください。

○ 荒尾下水建設課副参事

パトロールカーについて、もう古くなりましたので買い替えたということで、パトロールカーを売却しまして、新たに連絡車を、乗用車タイプのものを1台購入しました。

スーパーバックホーについては、新しくこれにかわるバックホーを日永浄化センターで購入しております。

以上です。

○ 加納康樹委員

乗用車3台というのはなくしただけということですか。

○ 山口智也委員長

これにかわって新しく買い替えたものは。ちょっとわかりやすくお願いします。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課、村上でございます。

車両の調達をする面から知っている範囲をお答えさせていただきたいと思いますが、2台を売却で、リース車に入れかえをしております。

○ 加納康樹委員

2台ってどこの2台ですか。

○ 村上上下水道局総務課長

総務課、村上でございます。

乗用車につきまして、1台は車両運搬具で購入をし、2台をリースで入れかえをしております。合計3台でございます。

○ 加納康樹委員

ここで売られたものは何らかで更新をされたという部分ですけど、売り払ったところはこれで確認できたんですが、それぞれ乗用車なら1台購入した、パトロールカー1台購入した、スーパーバックホー1台購入したということがわかるページを教えてください。

○ 伊藤経営企画課長

86ページのほうに記載させていただいております。

○ 加納康樹委員

リースに回ってしまった乗用車2台の計上は、どこの欄になるのでしょうか。

○ 村上上下水道局総務課長

同じ86ページをご覧くださいまして、ミニバックホー、乗用車1台のその2行上のほうの右側に、自動車賃借料ということで46万1000余が計上されております。

○ 加納康樹委員

わかりました。私のほうから確認は以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

今の加納委員の質問でリースにした根拠というか、どういう理由でリースにしたんですか。通常、買い上げ車両のほうのが安くつくはずなんですけど。一元管理ということでリースのほうのが管理しやすいというんならわかるんですけど、単体だけ2台をリースにした理由をちょっと教えていただけますか。

○ 山口智也委員長

2台のみリースした理由ということですね。リースと購入を比較したようなそういった資料というのはないのでしょうか。

○ 森 康哲委員

後でいいので、資料請求で。

○ 山口智也委員長

これ、決算認定の判断に関係しますでしょうか。

○ 森 康哲委員

認定はしますので、ただ、資料として。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと先ほどのリースの部分の決定した理由がわかるような資料を後日整えて、提出を委員会にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、他に質疑、ございましたらお願いします。

特にないでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、質疑は以上とさせていただきます。

それでは、討論のほうに移らせていただきたいと思います。

議案第19号の討論がある方はおられますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、一括でよろしいですか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

では、議案第20号、議案第22号、一括で採決をさせていただきます。

議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、議案第20号平成30年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について及び議案第22号平成30年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定についての3議案について認定すべきものと決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、認定すべきものと決しました。

じゃ、全体会へ送る事項について確認をさせていただきます。

論点整理シートの部分は今回、ないということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、それ以外の部分で全体会へ送るべき事項について、改めてご提案をいただければと思います。

○ 森 康哲委員

人事の部分で各部局に係る部分が多いと思いますので、特に採用の部分、そして平均年齢にかかわる部分、仕事量というところが全体会に上げて議論したいと思いますので、お願いしたいと思います。

○ 山口智也委員長

それでは、複数の分科会にまたがる部分ということで、採用のあり方、人事制度の検討、また、官民連携の検討について、全体会で審査をしたいという今ご提案がございましたが、全体会に送らせていただくということで皆様は特にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全会一致で全体会へ送らせていただくことといたします。

[以上の経過により、議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、歳出第6款農林水産業費、第3項 農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第20号 平成30年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第22号 平成30年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、上下水道局の部分に関しましては以上となります。

上下水道局の皆さん、ありがとうございました。

では、お待たせしました。皆様おそろいですので、続きましてスポーツ・国体推進部の審査を行ってまいります。

ここからは、決算常任委員会都市・環境分科会として議案第19号平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定に係るスポーツ・国体推進部所管部分の審査を行ってまいります。

それでは、議案聴取会で委員から請求がございましたので、追加資料の説明をお願いいたします。

議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費（関係部分）

第6項 保健体育費

○ 山口智也委員長

その前に、失礼しました。森部長から一言ご挨拶いただきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

スポーツ・国体推進部でございます。お待たせをいたしまして申しわけございませんでした。

本日は決算認定のほかに工事の契約と変更契約、そして、備品購入に係る契約が3件ございまして、合計5件の契約議案の審査をお願いいたします。

なお先週の4日、5日の豪雨、集中豪雨なんですが、幸いスポーツ施設には大きな被害はございませんでした。中央緑地の中央フットボール場の人工芝のゴムチップが少し流れたものですから、その辺を補充したのと、あと垂坂のグラウンドと鈴鹿川の河川敷のグラウンド、これは砂地なものですから、水たまりや水道ができたので、少し真砂土も入れながら整地をしたというところでございます。

それでは、追加資料について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 村田スポーツ課長

それでは、都市・環境常任委員会関係資料の追加資料のほうの説明をさせていただきますと思います。

タブレットのほうは05、8月定例月議会、07都市・環境常任委員会、003スポーツ・国体推進部関係資料のほうをご覧ください。

表紙が都市・環境常任委員会追加資料、15ページ分が記載してございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料の15分の4ページをご覧ください。

こちらが小林委員からご請求をいただきました、高齢者が行う運動やスポーツの人口及び活動場所と野球少年団の会員数及び活動場所につきまして、4ページと5ページにまとめてございます。

まず、4ページのほうをご覧ください。

(1) 高齢者が行う運動やスポーツの人口につきましては、詳細にまとめたデータはご

ざいませんが、平成28年度に実施しました市民アンケートでは次のような結果になっております。

市民アンケートは20歳以上の方、3000名にアンケートを送付し、そのうち1095名の回答がありました。そのうち70歳以上の方からは270名の方から回答が来てございます。そのうち166人、61.5%の方が週1回以上の運動・スポーツを実施している結果になっております。

アンケート回収時点で平成28年の5月現在、70歳以上の人口は約5万4000人で70歳以上の運動・スポーツを週1回以上している実施率は61.5%でしたので、それを乗じますと市内では約3万3000人の70歳以上の方が週1回以上運動・スポーツを行っているということが推計ができます。

直近1年間に実施した運動・スポーツは重複回答ではございますが、同様に推計しますとウォーキングが約2万4000人、ラジオ体操など約1万7000人、グラウンドゴルフ、ゲートボールが約1万人、室内運動が約6000人、ゴルフが約5000人と推計がされるところです。

また、参考ですが、令和元年度におけるグラウンドゴルフとゲートボールの協会の登録者数はグラウンドゴルフが349人、ゲートボールが30人となっております。

次に、2のグラウンドゴルフとゲートボールの活動場所でございますが、主に練習では地域の公園や子供広場、老人憩いの広場、地区運動広場などとなっております。

大会につきましては、四日市ドームや多目的広場、河川敷グラウンドや小学校のグラウンドなどが使用されてございます。

グラウンドゴルフ、ゲートボールの平成30年度におけます運動施設利用者数は、グラウンドゴルフが四日市ドームで2万7647人の方が活用になってございます。桜多目的広場が1605人、楠多目的運動場が5210人、本郷の河川敷グラウンドが3160人、ゲートボールのほう、四日市ドームで1305人の方がご活用になってございます。

続きまして、5ページのほうをご覧ください。

野球少年団の状況についてまとめてございます。平成26年度から令和元年度までの5年間の団数、団員数、指導者数をまとめてございます。

団数は30団から27団、団員数は524人から429人、指導者数は202人から183人と5年間におきまして、全ての項目で減少傾向にはなっております。

②の野球少年団の活動場所でございますが、ほとんどの少年団がふだんの練習を小学校のグラウンドで行っており、一部の少年団では地域の企業が有しますグラウンドなどを活

用されてございます。

なお、大会につきましては霞ヶ浦野球場、北条、松原等の公共の野球場を活用しているところでございます。

続きまして、15分の6ページをご覧ください。

こちらは谷口委員からご請求をいただきましたプロ野球のウエスタンリーグ開催費補助金についてまとめてございます。

(1) 支出の根拠につきましては、四日市市スポーツ団体事業費補助金交付要綱に基づきまして、プロ野球ウエスタンリーグ公式戦の開催経費に対しまして、予算の範囲内で補助をしているところでございます。開催経費から入場料収入や協賛金等を差し引いた不足分を毎年100万円の予算計上をし、その中で執行をしておるところでございます。

(2) の開催実績でございます。平成30年以前の5年間につきまして、開催実績を記載してございます。

平成26年度は中止でございましたが、興行中止保険で補填されなかったポスター、チケットなどの経費について補助を行ってございます。

また、平成28年度につきましては、入場料収入が多かったことにより、市補助金は90万円となっております。

(3) 平成30年度の決算になります。

収入の部の主なものは市からの補助金、入場料収入、協賛金等になります。合計で337万8769円となりました。支出の部につきましては、中日新聞社等への開催委託経費、印刷代、保険料、会場使用料、消耗品等になりまして、合計で320万8459円になります。

差し引いた17万310円は、実行委員会が翌年度へ繰り越しております。

決算常任委員会の都市・環境分科会の追加資料の説明は以上になります。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、この追加資料の分につきまして、まず質疑をお受けしたいと思います。

○ 小林博次委員

資料ありがとうございます。資料を見て、ちょっとわからんところがあるので教えてください。

15分の4のグラウンドゴルフとゲートボール、この直近1年間に実施した運動・スポーツの推計人口が両方とも並べて書いてあって1万人と書いてあるんやけど、どうしてこういう二つ並べてつけたの。全然種類が違うので。

○ 村田スポーツ課長

平成28年度にアンケートをとってございまして、そのときにグラウンドゴルフ、ゲートボールという一つの枠で数値を拾ってございまして、結果的にこういう表示しかできていないというような状況でございます。

○ 小林博次委員

それ以外に競技人口は把握していないの。

○ 村田スポーツ課長

アンケートの中で推計という形で出ささせていただいていまして、この今の状況がお出しできる資料となっております。

○ 小林博次委員

体育指導員が指導しておると、そうでないのとをどんぶり勘定でしかつかめないというのは、やっぱり問題があると思っておるのやけど。何で一緒にやるんだと。

○ 村田スポーツ課長

競技的にゲートボールとグラウンドゴルフは違うものでございまして、その中でも強いと言えば、協会の登録人数がデータの的にはございまして、それを今回お示しさせていただいているという状況になります。

○ 小林博次委員

こういう資料請求をしたのは、行政側が高齢スポーツを奨励して、過去はゲートボールを指導して、ある日突然グラウンドゴルフに転換した。

それで、例えばゲートボールが多いときは2000人ぐらいたと思っているのやけど、変更した途端にこれ激減していくんよな、せっかく公費を投入してゲートボール場を整備し

終わったのに。そこら辺を一体、高齢者のスポーツをどんなふうに思っているのか、答えていただけますか。

○ 村田スポーツ課長

高齢者が行っていただくようなスポーツはたくさんある中で、ここにもございますが、ウォーキングとかラジオ体操とかいろいろな軽運動とか取り組みをされている方がみえます。

その中でグラウンドゴルフ、ゲートボールということで、当初、歴史的な背景を申しますと、ゲートボールを普及しようという流れがございました。

ゲートボールを普及していく中で、特にスポーツ庁とかが中心になりまして、グラウンドゴルフというスポーツも広めていこうということで、スポーツ推進委員さんを中心に普及の取り組みを進めてまいりました。

ゲートボールもグラウンドゴルフもやっていただく対象の方はほぼ同じような方が多いという中で、グラウンドゴルフにも一度携わってみようということで、グラウンドゴルフの競技人口が増えていったという状況がございます。

昨今では一旦は増えたんですけど、やれなくなってきた方が増えてきているということで、グラウンドゴルフのほうも競技人口が微減しているというような状況でございます。

ですもので、ゲートボールもしくはグラウンドゴルフで自分に合った競技ということで双方から選択していただいて、スポーツに携わっていただけたらなと考えておるところでございます。

○ 小林博次委員

本当にそうやって思ってやっておるの。じゃ、体育指導員は何をやっておるの。

同じ層があってこっちへ来いと呼びかけたらみんなそっちへ行きますやろう。どうしてそういうことするのかというのが質問の趣旨。

あえて旗を振って片一方を潰すというようなやり方というのは問題があるん違うの、それ。

指導員で指導するんなら、グラウンドゴルフもゲートボールもそれ以外のものについても必要に応じて指導する、こっちへ来いとかいう指導は指導と違うので。だから、やり方がまずいんと違うのというふうに思って質問しておるんやけど、もう一回答えてくれる。

○ 村田スポーツ課長

確かに委員がおっしゃるように、これまでにゲートボールがある中で、グラウンドゴルフを推進していこうという大きなうねりがあって、体育指導員、今のスポーツ推進委員の皆さんも中心になりながら、今でもグラウンドゴルフの大会もやっていただいております。

昨今、またボッチャというような新しい競技も出てきておりますけれども、そんな中で、委員、ご指摘いただいたように、やはりどのスポーツをとというわけではなくて各、皆さんが自分に合ったスポーツを選べれるように、そういう意味ではいろんなスポーツをご紹介できるように、その辺には配しながらスポーツ推進委員の皆様と我々も進めていきたいというふうに思います。

○ 小林博次委員

その進めていきたいということと、それはここから先やろう、今までやっておるのは違うやろうと言うておるわけや。

○ 村田スポーツ課長

ゲートボールのほうは複数の方が集まっていたいただいて競技をするというような性格がございます。

グラウンドゴルフは個人的なスポーツということで、お一人でも参加いただけるというところがございます、その辺の違いがございますので、そういうところで選択していただいて、よりたくさんの方が携わっていただけたらなと考えています。

○ 小林博次委員

普段あなた方の説明でいけばグラウンドゴルフを指導員が指導しておるけど、ゲートボールはどこでやっておるの。やっていないやないか。そういうやり方したらあかんて。

高齢スポーツはできるだけ若いうちに教えて、ほとんどの人がやっぱりスポーツやったり歩いたり、そういうことができるようにするのがあなた方の仕事やろう。

グラウンドゴルフでも一人で行けませんやろう。四日市の端っこから中央緑地まで一人で来るのか。違いますやろう、実態は。

だから、もう少し現実を眺めて指導していかんと、あなた方のちょっとした行為が競技

の衰退を招いておるわけやないか。隆盛してくるやつもあれば、衰退していくやつもある。

だから、もう少しきめの細かい高齢スポーツ対策をやっていかんとうまくいかんの違うかなと。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

小林委員のおっしゃることは高齢者スポーツは非常に大事だと。やっぱり長期的に計画的に推進していく必要があると。その時々で判断するのではなくて、もう少し長期的なビジョンで取り組んでいってほしいということをおっしゃっているということで、私は理解させていただいたんですけど、それに対して最後、部長から答弁いただきたいと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

ありがとうございます。

今後、さまざまなスポーツをいろんな方がしていただけるように誘導するという形で、それと今、小林委員にもご指摘いただきましたけれども、会場へ行く、どのように行っていただくかとかそういったところも目配せをしながら、健康分野との連携も含めてしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

副委員長の発言の前に、少しだけウエスタンリーグのところではしゃべらせていただきましたと思います。後は副委員長お願いします。

3ページのところを見ていて、まず、細かいというのか簡単なところの確認だけさせていただきますと思います。

資料を見ていて決算の内訳、収入、支出があって、その支出の欄の、まず、人件費の摘要の一番最後にBSO係ってあるんですけど、電光掲示板になってもBSO係って呼ぶんですか。

○ 山口智也委員長

それはあれですか、記録する人ということですか。

○ 加納康樹委員

電光掲示板になったからそんなの要らないんじゃないかなと思って。

○ 村田スポーツ課長

電光掲示板に表示するにもそれを確認して入力していくとか、表示するということで、その担当の方に対する人件費が見込まれているのではなかろうかとは思いますが。

○ 加納康樹委員

なかろうかでは心もとなくて、今でも業界的にはその電光掲示板のチェック、操作をする人をBSO係と呼ぶんですか。

○ 山口智也委員長

今すぐわかりますでしょうか。どうでしょうか。

○ 尾関スポーツ課施設係長

スポーツ課の尾関と申します。よろしく申し上げます。

先ほど加納委員からおっしゃっていただいたみえたBSOについては、電光掲示板に表示をするボタンが第一野球場の本部席の中にございまして、実際にそれを取り扱う方をBSO係と呼ぶのかどうかというところはちょっと定かではないんですけれども、ただ、BSOの表示をするのにそのボタンを押す方というのは常時大会等で拝見をしておりますので、そういった方をBSO係というふうに呼んでおるのかなという推測でございます。

○ 加納康樹委員

はっきりしたことがわかったらまた教えてください。

次、いきます。

同じく摘要欄の下、もうちょっと3段下がったところで使用料のところ、当日にサッ

カー場まで押さえられているようですが、何に使われたんですか。

○ 村田スポーツ課長

ウエスタンリーグのほうにつきましては、第一野球場で行わせていただいています。その関係で、その隣にサッカー場が当時ございました。そこで大会等が行われますと、大規模な観客の方がみえると混乱するということで、この実行委員会のほうで隣のサッカー場のほうも押さえさせていただいて、混乱がないように対応されているということがございます。

○ 加納康樹委員

サッカー場に入ってこないようにただ押さえただけで、その当日は何にも使われていないという、そういう運用なんですか。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

優しいようでいて無駄なような、何か不思議な感じで聞いていました。

軽く本論を聞きます。

ウエスタンリーグでこのような形で実行委員会を組織して、一番上にあるスポーツ団体事業費補助金交付要綱に基づき交付をされているということですが、ということは、新しい体育館、四日市市総合体育館もオープンしてVリーグ興行を呼びたいよという、Vリーグを呼ぶための実行委員会をつくったら補助金が出るんでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

現在のところ、こういうプロ野球のウエスタンリーグにつきましては、四日市のスポーツ団体事業費補助金というところで範囲を絞って補助金を支出しているという状況でございます。新しい体育館が来年の5月に完成するのに伴いまして、来年度の予算に計上できるように、何かしら大規模大会開催の開催補助などの制度を作成していこうかということで、今、検討しているところでございます。

○ 加納康樹委員

検討ですので、前向きなんだろうなということだけ信じて、とりあえず一旦はマイク切らせていただいて、副委員長に譲ります。

○ 山口智也委員長

副委員長のほうからお願いいたします。

○ 谷口周司副委員長

まずは、多分、加納委員と同じ方向性だと思うんですけども、そもそも補助金を出すのは市内でプロスポーツを見る機会を設けるため、これが大きな目的かと思うんですけど、プロスポーツはプロ野球だけではないというのはもう明らかなんですけども、別にこれをやめろとは言っていないんですけど、このまず、四日市スポーツ団体事業費補助金交付要綱に基づきとあるんですけど、これをちょっと見たいなと思って探したんですけど、インターネット上でも全く四日市のサイトでも出てこないんですけど。

○ 村田スポーツ課長

要綱ですもので、例規集には上がってございませんけど、存在は当然してございます。

○ 谷口周司副委員長

市民の方もスポーツ団体とかでどういった補助金が出るか確認される機会もあろうかと思しますので、まずもってホームページとかで、出てくるようにしていただきたいなと思います。

そこからなんですけれども、これ、プロスポーツを見る機会ということで、ここ何年か取り組んでいただいて、100万円の補助金を出して観客数2000人ちょっとでやっていると思うんですが、先ほど加納委員が言われたように、実はこれ、私も議員間討議したいなと思いつつながら、これから新しい体育館ができる、そうしたらまた新たなプロスポーツを見る機会も増える、現に今テニスのある程度大きな大会ができる会場も設けた上で、これをプロスポーツというのかどうかというのはありますけれども、もちろんゴルフでも市内にはプロゴルフが開催できるようなゴルフ場もある中で、そういった拡大も含めて、ぜひこの

事業費については野球に限らず、できたらプロスポーツを見る機会として幅広く見直してもらいたいなという思いがありまして、ぜひこれについては議員間討議をして、私の思いとしてはぜひ来年の予算拡大に向けて集約できるように、皆様のご協力もいただけたらなという思いでございます。

この後、委員長のお諮りにもお願いをしたいと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

副委員長からは、加納委員からも、プロスポーツをもう少し、今は野球に限っておりますけれども、拡大をして、プロスポーツを見る機会を市民にもっと広げていけないかと。

行政のほうからも、今は範囲を絞っているけれども、新しい体育館もできるこういう機会であるので、何かしら補助の体系とかそういったものを検討していきたいというふうにご答弁をいただいたと思うんですけれども、これについて、副委員長のほうから議員間討議でというご提案もございました。これについては非常に身近な問題でもあるのかなというふうに感じておりまして、可能であれば議員間討議を進めていければなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

たしか、みんなのスポーツ応援条例をつくったときの中にも盛り込まれていたと思うんですけど、もしよかったらそういう資料を見ながらやったほうがより議論は深まると思うんですけど、もし議員間討議するなら。

○ 小田あけみ委員

質問なんですけれども、このウエスタンリーグ公式戦実行委員会というのが書かれているんですけど、これはどういうメンバーが委員会を構成されているのか教えていただけますか。

○ 村田スポーツ課長

こちらのウエスタンリーグの実行委員会のほうなんですけれども、スポーツに携わっている団体さんが中心になっていただいております、例えば、スポーツ協会の方とか、あ

るいはスポーツ少年団の方、それと軟式野球の連盟の方とか、そういう方々が参画していただいているというような状況です。

○ 小田あけみ委員

ということは、もしバレーボールとかほかのプロ競技を呼びたい場合は、やはり先ほど加納委員がおっしゃったように、関係する方が実行委員会を構成しないと補助金を申請することもできないということになるのでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

その辺の仕組みにつきましては、いろいろなケースも出てまいると思いますので、検討を進めてまいりたいと思います。

○ 小田あけみ委員

素人なのでいろいろお聞きしました。ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、一旦休憩を挟んで、議員提案で制定したスポーツ応援条例も資料として準備させていただいて、再開をさせていただきたいと思います。また再開はご連絡をさせていただきたいと思いますので。

議員間討議をこのまま進めてまいりたいと思うんですけれども、特に皆さんご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、また、再開はご連絡をさせていただきますので、少々お待ちください。

15 : 12 休憩

○ 山口智也委員長

スポーツ応援条例について今、資料、整えていただきましたけれども、これのちょっと概要というか、改めて少しご説明いただくことはできますでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

四日市市みんなのスポーツ応援条例ということで、議員提案の中で条例を制定していただいたものでございますけれども、底流に流れるのはやっぱりする、見る、支える、さまざまな形でスポーツに参画をしていただきたいとところなんです、今、議論をいただいておりますプロスポーツの部分といたしましては、第14条になりますが、スポーツを通じた地域の活性化というところでございます。

ちょっと読み上げさせていただきますと、市は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催または誘致に積極的に取り組むものとするという形で、市の責務をうたっておるところでございます。こういったことに基づいての一つの事業というところでございます。

○ 山口智也委員長

これについて、補足、何か森委員のほうはございますか。

○ 森 康哲委員

条例でもこうやって明確にうたってあるので、それを踏まえて議員間討議に入っていったらなと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

このスポーツイベント並びにプロスポーツの開催、または誘致に積極的に取り組むものとするということで取り組んでいただいているんですけれども、実際運用をし始めて、プ

ロスポートの開催、誘致というところの部分で、何か今こういうことが進んでいるよというようなものがあるんでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

我々、市として動いての手柄というものではないんですが、先ほどもご紹介いただきましたけれども、大相撲とかそういうのはやってきたということもあります。

また、かなり条例ができる前なんかは、有名なところでは四日市でテニスのデビスカップというのが中央緑地で行われたこともありましたし、最近のところでは、いわゆるプロスポーツをリーグ戦なんかを呼ぼうと思うとやっぱり施設自体が必要なわけです。

これは特に一番問題となるのは観客席、それからそれぞれ2チームに分かれますとそれぞれの諸室、こういったところが四日市の例えば陸上競技場では不足しております、Jリーグなんかも呼べないという状況がございます。

そんな中で、昨年オープンをいたしました四日市テニスセンター、こちらについてはプロスポーツ対応になっておるということで、プロに近い方々の、いろんなダンロップの関係とか大会、去年もありましたけれども、チャレンジャーといいまして、テニスは全世界各地をトーナメントで回るわけなんです、その一つが四日市で開催をされたというところが新たなニュースとしてはございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

今、副委員長のほうからこういった一つの補助金があるわけですがけれども、これを拡充してさまざまな、さっきテニスというお話、ありましたけれども、そういった呼び込みにもっと活用できないかというご提案がありましたけれども、これに関して皆さんのご意見をいただければと思っております。

この条例ではプロスポーツの誘致なんかも積極的に取り組むということなんです、補助金制度、どういう形になるかわかりませんが、これを拡充していくことによって、こういった誘致なんかにもつながっていくという、そういったことは考えられるわけでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

こういった四日市テニスセンター並びに総合体育館の建築に伴って、プロスポーツなり全国大会規模のものを誘致したいということで、昨年来から日本スポーツ協会なり各競技団体に私もお願いに上がったところもあるんですが、現状はどういうことをすれば来ていただけるかというニーズ把握というところでございます。

ちょっと悩ましいのは、各競技団体によって全然違うというところで、一つの決まったフレームの要綱づくりというのがなかなか難しい状況ではあるんですが、それを今、来年度予算に向けて検討していきたいというところ です。

ただ、少し今、考えておるのは大規模大会を無料で皆さんが手軽に見ていただける、トップクラスのものを見る、いわゆる国体とかインターハイとかそういうものをイメージしておりまして、プロで有料の興業のものについてどこまで市税を投入していくかというところはちょっと慎重に考えたいなという思いでおります。

○ 山口智也委員長

大規模大会のものをイメージしているということですが、このあたり、副委員長のほうではプロスポーツの誘致ということだったんですけれども。

○ 谷口周司副委員長

部長が言われるのもわかるんですけど、せっかく国体後には四日市にも体育館を含めて他市町に誇れる施設が、テニスセンターもそうですし、体育館ももちろんそうですし、また、サッカー場、野球場も本当にきれいになっていくので、ぜひ公式戦ではなくてもエキシビションでも結構ですし、また練習試合とかでも、何かプロの、一流の選手の大会が市民の方が身近に見れるという環境はぜひ検討していただきたいなと思っております。それが一つにこのみんなのスポーツ応援条例のスポーツを見るというところにはかかわってくるかなと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいなと思っております。

特に、体育館なんていうのは、もうかなりいいものかと思っておりますので、ぜひ体操であるとかバレーボールであるというところには力を入れて、市民の皆さんにもプロを間近で見れる機会を与えていただきたいなという思いもありますので、ぜひそのあたりは今後も検討していただきたいと思っております。

○ 山口智也委員長

練習試合なんかでもいいんじゃないかと。そういったものに補助金制度というのも一つあるんじゃないかということですかね。

○ 小林博次委員

異論をしようがないもんな、これ。やれと言うだけやで。

○ 加納康樹委員

ですので、特に理事者のほうも頭を悩ませるところかとは思いますが、プロ野球における2軍戦、とはいえ、一応これは2軍の公式戦を呼んでいるんですけど、それらと対比するようなところで、例えば、Vリーグだと公式戦になると、ちょっと難しいよねという判断であるならば、例えば、プレシーズンマッチ的なものを引っ張ってくる時になら使えるのか、今年からヴィアティンはバレーのほうV2に行くんですけど、V2というところをどういうポジションで並べてもらえるのかとか、体育館ができればBリーグあたりも呼ぶチャンスはあるんでしょうけど、どういうものならば引っ張ってこれるのか、確かBリーグもプレシーズンマッチ的なものを行っていると思うので、そういうものをうまくくっつけるというのもおかしいですけど、体系立てる、ウエスタンの公式戦を呼ぶことを否定するんじゃなくて、ウエスタンの公式戦が呼べるならば、それと同等の他のスポーツのプロ、もしくはセミプロ的なものはどう位置づけられるか、また、必ずしも実行委員会形式ではなく、違う形での調整はどういうものが考えられるのかとか、来年の予算のところには何らかでプラスアルファで持って行って、せっかくできるさまざまな施設をより有効に市民の皆様にとって、スポーツをするも大事ですけど、見るスポーツを支える仕組みづくりにもつなげていていただけるとありがたいのかなとは思っております。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それに対して、どのように思われますか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

ありがとうございます。

昨今、ご承知のようにいろんな種目がプロ化してきておりますので選択肢も増えてきて

おりますし、加納委員もおっしゃっていただいたように、なかなかリーグ戦を引っ張って
くるというのは結構ハードルが高いんですが、プレシーズンマッチというのはそれなりに
話ができるという部分もあって、そういうときの一つのインセンティブとして、こういっ
た補助メニューというのは有効になる可能性もあります。

その辺が実際にどこまで有効性があるのかどうかということも含めて、少し研究をさ
せていただいて、できれば来年度予算に向けて何らかの形で上げていくつもりなんです
が、そういうところにプロリーグというところも視野に入れながら、少し勉強させていただ
きたいと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

非常に前向きなご答弁、いただいたのかなと思います。

プロリーグのプレシーズンマッチですか。このプレシーズンマッチというのは、ちょっ
と皆さんがわかるように、加納さん、一番わかるから、例えばどんな感じ。イメージをち
よっと持たせてください。

○ 加納康樹委員

プロ野球でいくとオープン戦ということになるんですけど、それをプロ野球のオープン
戦のように系統立ててやっているのかというと、必ずしもほかのスポーツだとそうでもな
かったりして、単純に練習試合のようなところもなくはないんですけど、それでも例えば、
バレーボールだったら練習試合ということで複数チームが一堂に会してというのがあって、
無料で開放してやっているという程度ぐらいしかないんですけど、それを若干でも安くし
て幾ばくかの入場料も取るという形にしてということで、うまいふうに単なる練習試合で
はなくて、ちょっと箔をつけてあげるとか、そういうのもありだとは思っていますし、バ
レーボールでいくと、この週末からワールドカップが始まるんですけど、ワールドカップ
はもうフジテレビさんの独占なので来ないけど、世界選手権とかほかの準大会みたいなも
のがあるので、ああいうのは四日市の体育館でも十分呼べる可能性があると思っていて、
フジテレビはちょっと話にならんけど、ほかのところだったら何か工夫できないのかなと
いう思いもなくはなかったりとか、単発ものなんですけどね。

そういうところでもうまく使えるようなものがあるといいなとも思っています。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

今はバレーボールのお話でしたけれども、それ以外にもいろんな競技によっては、この新しい体育館の有効な活用ができる競技もいろいろ考えられるわけですよ。

○ 森スポーツ・国体推進部長

近くの鈴鹿にはバイオレット、ハンドボールがございますし、最近はTリーグ、卓球も出てきました。近いところのチームはあんまりないですけども。

それと、バスケットもございますね。ですので、種目としてはかなり幅広く出てきておると思います。

○ 森 康哲委員

確認ですけど、今度の総合体育館は空調があると思うんですけど、卓球やバドミントンや特殊な空調が求められる競技にも対応しているというのでいいですか。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川でございます。

新しい体育館につきましては、バドミントン等もできるように空調の気流は検討してございます。

○ 小田あけみ委員

ちょっと加納さんのお話を聞いて思ったんですけども、例えば、四日市カップみたいなものをつくって、文化的なものでいうとファミリー音楽コンクールとかありますよね。ああいうもののスポーツ版みたいなものを創設して、予算を取って、一つのどの種目がいいのかわかりませんが、四日市に呼んでそれを恒例のものにしていくと盛り上がるんじゃないかなとちょっと思いました。思いつきです。

○ 山口智也委員長

それは、確認ですけど、プロを呼ぶとかということとはまた別ということですか。

○ 小田あけみ委員

プロに準じた四日市の市民が見ることによって刺激を受けて、ああ、あんなふうになりたいというふうなプレーが間近で見られる、どこかの選抜チーム同士のちょっとどんな競技かがまだ具体的ではないんですけれども、やっぱり文化的なものが一つあるのに比べて、四日市がそういうスポーツで全国から何らかの優秀な人を集めて競技が見られるというのがあってもいいのではないかとちょっと思ったので、提案をしてみました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

井上委員、いかがでしょうか。

○ 井上 進委員

本当に先ほど皆さん言われたようにいろんなスポーツ、市民にもっと広めるべきやとは思うんですよ。

そのためには、やはり技術のあるスポーツの選手を見れるという環境が一番大事かなと思っているので、先ほど部長のほうも四日市でテニスのデビスカップがあったという話もありました。

そういった形のを呼べば、子供たちがそういったスポーツに親しむ機会が増えてくるのかなと思うので、そういった方向に持っていったらなと感じておるんですけれども。

○ 山口智也委員長

小林委員、いかがでしょうか。お願いします。

○ 小林博次委員

あれもこれもと簡単にいく話やないので、できればスポーツ人口が多い、そういうようなものを取りあえず狙い撃ちして次第に広げていく。同じところばっかやるとまずいので、そういうようなことを一遍考えていってもらったらどうかな。

○ 山口智也委員長

スポーツ人口の多いものを。

○ 小林博次委員

従来から、例えば四日市で議論があるのは、せめてプロスポーツ、プロ野球の試合ぐらい見たいなというのはあって、来ると2軍が来るやない。見たいのは1軍が見たい。けど、やっぱり関心があれば、無理やり連れていかれたけど、観戦しておったらおもしろいし、俺もやりたいなと、ここまでいけば大成功やね。

だから、何か絞ってもらって。全部に補助ができると一番いいけどそれは難しいやろうで、取り組みを深めてもらうといいと思っています。

市民アンケートに出ておるやつもあるん違うの、種目が。

○ 森スポーツ・国体推進部長

立場上なかなかスポーツを絞りにくいところはあるんですが、国体に向けては四日市として、サッカー、テニス、体操をしていこうということで四日市開催競技として施設も造りながらやってきたというところはあります。

確かに我々はいろんなスポーツの選択肢を広げながらやっていただきたいという思いがあるんですが、一方では、ご指摘のように何でもかんでも誘致してできるというものではございませんので、その辺、スポーツ人口なんかも見ながら総合的に考えて、四日市として何のスポーツのまちでいくんだぐらいのことは、方向性として考えていく必要はあろうかと思います。

それと四日市カップの話もいただきましたが、私どもそのPR不足で恐縮だったんですけども、まさに先般のテニスが四日市チャレンジャーと銘打っていただいて、これ、世界的な大会なものですから、世界にSNS等で発信されて四日市テニスセンターで四日市チャレンジャーがという形でかなりPR効果もテニス関係者にはあったものですから、その辺、PRのやり方がなかなか悪くて、今回も市民の皆様にも知らしめることができなかつたのかわかりませんが、こういったことも継続してやれるように働きかけていきたいと思っています。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

今、このプロ野球のウエスタンリーグ開催費補助金について、ここを入り口としてさまざまなご意見を出していただいたわけなんですけれども、これ以外のスポーツ、プロスポーツなんかの呼び込み、誘致なんかということですので、この補助金についてももう少し拡大といいますか改良、リニューアルという形で検討してはどうかという、こういう、皆さんご意見かなというふうに思っておるんですけれども。そのまま拡大というよりはもう少しこう、形を変えたものをつくっていくという、そういうイメージをしたらいいんでしょうか。

これから来年度に向けて検討していくということを答弁していただいているんですけれども、改良、リニューアルしていくという、そういうことでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

いろんな不特定多数の方が私どものほうの要綱を見ていただいて、それをうまみに感じて、四日市でやろうというような誘因の要綱にしていきたいものですから、今の要綱とは別立てで起こしたほうが良いというふうには感じております。

○ 山口智也委員長

そうするとウエスタンリーグの補助金はそのまま残し、それとは別で検討していくということでしょうか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

はい、そうですね。

これはウエスタンリーグなり、それぞれの事業をもう特定しておる要綱なものですから、これを大幅に改良するという手がないわけではないんですけれども、わかりやすいのはやっぱり別立てのほうが良いかと思えます。

○ 山口智也委員長

これはちょっと理事者のほうにお聞きするのではないんですけれども、委員のほうで少し整理させてもらいたいと思うんですけれども、今回政策、うちの委員会としては1本目を上げようとしているわけなんですけれども、事業の廃止、縮小というのが一つ、もう一つは拡大、三つ目に改良、リニューアル、四つ目に新規事業の実施の提案と、あとは継続

というのがあるんですけども、今の理事者とのやりとりの中では最初は改良、リニューアルなのかなというイメージも少し持っておったんですが、どちらかというとな新規事業を提案をしていくと、理事者は理事者で今、検討している部分はあるんですけども、この委員会としても新しいプロリーグも呼んでいこうというような、こういう提案をしているわけですので、新規の事業を立ち上げていってほしいという、こういう整理なのかなと感じるんですけども、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

新規なのかもしれませんが、私としてはどちらかというとなニュアンスは改良に、リニューアルであってほしいなと。

それは何でかというとな、このウエスタンリーグの開催補助金というものもこのままだとちょっと説明がしづらくなる補助金だと私は思っているのな、正直なところ。

そこも助けてあげるためには改良、リニューアルという枠で考えるべきだろうというスタンスです、私は。

○ 山口智也委員長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。このウエスタンリーグの開催補助金についてもやはり少し中身を検討しながら、ほかのスポーツ、プロスポーツの誘致なんかにももっとそこを加えていくというような、そういった方向性を加納委員からご指摘があったところなんですけども。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

じゃ、その改良、リニューアルというところで整理をさせていただきたいと思います。

これについてほかにもう少しこういうこと、細かいことを確認しておきたいということがありましたらお願いしたいなと思うんですけど。

(なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、一旦この、ここにつきましては議員間討議は閉じさせていただこうと思います。

また、後ほど細かいところについては確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、この追加資料については、質疑は以上でよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

資料の中に入るのかどうかちょっとわからんけど、地域スポーツ振興という枠の中で、例えば、グラウンドを整備するためのローラーの管理が適切ではないと思っているんやわ。

だから、運動広場は指定管理者や地域でやっておるやつもあると思うんやね。

ところが、事故が起こったりそんなときは、当然所有権は市やから市が責任を負うんやろうな。

そのあたりだけちょっと聞かせてくれる。

○ 山口智也委員長

小林委員、ページでいうとどのあたりになるでしょうか。

○ 小林博次委員

21分の8ページぐらいのところ、書いていないんや。無理やり絡めると。

○ 山口智也委員長

追加資料以外のところということですね。

じゃ、もう全体の質疑に移らせていただきます。

それでは、先ほどの小林委員の質問に対してご答弁いただければと思います。

○ 村田スポーツ課長

まず、公の施設につきましてですけれども、指定管理のほうで管理をしていただいている施設がございます。

そういう中には、グラウンドとか先ほど申しましたテニスセンターとかフットボール場とかいうのがございまして、特に高齢者の方とかがスポーツするのは地域の公園なんかも

あるんですけれども、それ以外に、地区の運動広場というのがございまして、これは開発とかあるいは学校の跡地を、それとか工業団地の跡地がございまして、それを市街地整備・公園課が一旦所管をして、管理をスポーツ課がします。使用につきましては、地元の方で使っていただいているということで委託契約を結ばせていただいているところがございまして。

その地区運動広場につきましては、地元の方で管理をお願いしてございまして、もしそういうところで事故等があった場合はどのような対応をするかというのは、その契約書の中で第三者に対して被害があった場合、受託されている地元の方で対応していただくような記載になっているところです。

当然、公の施設等でそういう事故等があれば市の責任になってくるという整理になってございまして。

○ 小林博次委員

管理が市街地整備・公園課のものになると、当然事故は保険対象になるんですよね。スポーツ課の所管する部分のときはどうなるの。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ、運動施設で事故等が発生した場合は、地元のほうと運動広場の管理委託契約を結んでございまして、地元のほうで管理責任が発生するというような契約になってございまして。

○ 小林博次委員

契約しているわけね。地元で貸したら一切の責任はあんたのところという一筆もらっているわけやな。

○ 村田スポーツ課長

そのとおりでございまして。

○ 小林博次委員

書いてあるわけやな。それ資料でください。

○ 森スポーツ・国体推進部長

資料は出させていただきますけれども、契約の中では何でもかんでもというわけではなくて、いわゆる管理をしていただいている団体に責任がある場合はということでございますので、やはり委員ご指摘のように底地は公共ですので、公共に瑕疵があれば当然市に責任があります。

あくまで、その事故が発生した時に責任がどこにあったかで見ただけですので、管理をしていただいているところに責任が全部行くというものではございません。

○ 小林博次委員

そういう意味やね。

事例は、ローラーで子供たちが遊んでいた。ところが、転がったローラーに女の子が顔を挟んで失明した。

ローラーが転がることわかっておるんやから、ストッパーやブレーキをつけて管理する必要があると思うんやけど、当然市の管理責任は免れられんと思っておるの。

だから、きちっと管理をせんと事故って起こるわけやから、それが遊具とかそれ以外のスポーツ施設、道具、こういうものの管理がまずくて事故につながるという可能性もないとは言えんので。だからそのあたりのことについて、今、質問をしている。

今の話やとまあ、行政側に責任はあると聞き取れたので、その辺の資料があればください。

以上です。

○ 山口智也委員長

そういった、具体的な事例があったということなので、また、じゃ、資料は改めて提出をお願いしたいと思います。

その他、質疑がありましたらお願いしたいと思います。

○ 森 康哲委員

小川議員が議案質疑した部分なんですけれども、まず、消費税の条例が変更されずに8%の料金を徴収してしまっていて、それを5%にして差額の3%を返金したというところな

んですけれども、もともとその条例の上位法、消費税の上位法は8%という認識で、管理者側も8%、そして使用者側も8%という認識で使用料のやりとりがなされて、その8%においては預かり金という形で国に納める形になると思うんですけれども、まずはその上位法に従ったのにもかかわらず、なぜそれに従うのか、返してしまったのかちょっとお尋ねしたい。

○ 山口智也委員長

まず、この件は本会議でも小川議員よりご指摘があった部分なんですけれども、ちょっと改めてその件の概要とかどういったことが実際、あったのかということをやっとわかりやすくまず説明いただいたほうが、皆さんの理解も進むし議論もできると思いますので、ちょっと一度振り返ってどんなことがあったかちょっと教えていただければと思います。

○ 森スポーツ・国体推進部長

実は、これ、去る2月定例月議会のときの条例改正案のときに少し説明をさせていただいた案件なんですけど、今回のケースは平成26年、前回5%から8%に上がったときにミスが起きたわけなんですけど、それといたしますのが、条例で霞ヶ浦第一野球場の照明設備が備品の中では一番高い金額なんです。それとドームの空調設備、これも備品の中で一番高い金額。

条例では、備品関係については一番高い金額だけが条文に押さえてあります。いわゆる幾らの範囲内の中で指定管理者が料金を決定するという形で、まず条例は押さえてあります。

条例の考え方というのは、今、森委員もご指摘いただいたように、基本的には消費税法の税率が変わったら、実質税率が変わるとそれに伴って実質経費も上がりますので、その実質分の、実質経費というのはいわゆる維持管理費の経費ですね。それが上がるもんで利用料にそれを転嫁をしておるといふ形になるというのが実情です。

ただ、ここで少し話がそれてしまいますが、上位法と見るかどうかというところは、実は消費税法の中では、消費税法が上がっても必ずしも利用料金を上げることはない。いわゆる利用料金を上げるか上げないかは自治体の裁量に任されておるといふところがあるものですから、上位法ではないという、消費税率が変わったことによって変更はしておりま

すけれども、上位法としての強制力はないというところが一つございます。

話を戻しますと、条例では上限額を決めてありました。

もう一方で、料金を決める規則がございます。規則はもう各備品の料金が事細かに表になって決めてまいります。そこは5%から8%に上がった金額で全部改正し直しました。そんな中で結果として一番高い金額の二つの項目だけが条例の金額を超えて規則で決まっておったという実態がございました。

規則の金額で皆様に通知を申し上げて、どこどこの料金は幾らですよという形で周知をして、そういう金額で指定管理者との合意が生まれて指定管理者が料金を決めて、利用者の方も料金を払っていただいていたところがあったんですが、昨年そのことが発覚したときに、条例を超えた金額の部分というのはやはり条例で利用料金の上限額なり利用金額は決めなければならないというのが自治法で決まっておるものですから、まさにこれが上位になって、その条例額を超える部分は無効であるという判断になったものですから、無効である分については返還をする必要があるという形の判断をいたしました。

もう一つ問題になるのが、今回その利用料金を収納事務をやっておるのは指定管理者です。ですので、流れでいくと指定管理者が利用者の方にその無効である金額を返してもらう、そうすると金額を返すことによって指定管理者の収入が減りますので、その減った中でもう一度8%に割り戻して消費税の修正申告をしていただいた。

すると、若干消費税が還付されてくると思うんですが、指定管理者はその還付された消費税も含みながら、含むというのは減額になるんですが、実際に市に対して返還にかかった事務経費とか協議の中で出てきたのは修正申告に係る手数料とか、そういったものを市に対して賠償請求をして、市が賠償をするという流れになっていくんですが、そういった手続を踏む時間の長さで利用者に係る負担というところを迅速にしたいということと、今回消費税の差額というのが大体試算すると3万円ほどでしたものですから、その金額から考えても市から直接利用者に賠償金として支払うことがベターであるということで、今回の措置をとったというところがございます。

少しわかりにくいかも知れませんが。

○ 山口智也委員長

この本件の原因はあくまで市であるので、早期に解決を図るために、指定管理者からではなくて、市のほうから直接支払いをされたということなんですね。

この件については、皆さんのタブレットの中にも本会議の追加資料で出ておりますので、議案資料の追加分ということで、報告第10号というところになるんですけども、先ほどの部長のご説明の部分も抱えておりますので、またご確認をいただければと思います。

森委員、失礼しました。それで、質疑を続けていただければと思うんですけども。

○ 森 康哲委員

国の消費税法が上位法には当たらないという考え方はわかりました。

ただ、その直接市が弁済をしたというのは、少し手続上問題があるのかなと。

条例を変更しなかった部分はあるかと思うんですが、先ほど部長が手続を説明された流れをすっ飛ばして直接返還するのは、逆に市民にとっては非常にわかりにくい。

やはりあるべき手続はきちっとった上でやるべきなんじゃないかなと思うんですけども、本来なら指定管理者のほうから利用者に返還されて、その弁済として市が指定管理者に弁済すると、そういう流れが読み取れないと、なかなか今回の流れが、我々も今、聞いてやっとわかるぐらいなので、市民にとってはそういう説明がなかなか伝わりづらいと思うんですが、そういう周知というのはどういうふうに、今のままでいいと思いますか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

こういった事務手続について周知をしていないのは確かでございます。

ただ、今回の判断としては、やはりあくまでこの原因と責任が市にあるということがはっきりとしておる中で、指定管理者との協議も含め、その役割分担という中で、第一義的にはやはり市民、利用者の皆様に迅速に返還手続をやっていくということを重視をいたしまして、指定管理者と覚書を交わしながら今回の措置をとったところでございます。

○ 山口智也委員長

あくまで迅速に早く返還をするというのが理由だったわけですか。

森委員のほうからはちょっと手続上問題があったのではないかなというご指摘があったところですか。

特にこの件についてはほかの委員からご指摘等、質疑はございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

じゃ、森委員、一旦これでよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 山口智也委員長

では、本件、この程度とさせていただきます。

ほかに質疑等ございましたらほかの分野でもお願いしたいと思います。

○ 井上 進委員

この実績報告書の70ページに平成30年度高校総体の報告をいただいております、その中で、この高校総体における内容と今後のその効果がいかほどのものがあったのか、また、高校総体を行ったことにより、これをとこわか国体に向けてどのように生かしていけるのか、その辺のところもちょっとお聞かせいただけたらと思うんですが。

○ 山口智也委員長

主要実績報告書の70ページの上ですね。

インターハイの効果はどうだったのか、そのインターハイの取り組みをどうこれから行われる国体に生かしていくんだと、そういったご質疑でございます。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課の長谷川でございます。よろしく申し上げます。

まず、高校総体での効果でございますが、まず、高校総体では全国から四日市にたくさんの方が訪れていただきました。

テニス競技におきましては監督、監督役員、補助員、含めまして1万3000人、1万4000人程度の方が訪れました。

サッカー競技のほうでは4市合同で3万5000人程度の方がみえたということで、かなりシティプロモーションの関係に、四日市の魅力紹介にはつながったのかなと思っておりま

す。

あと、このインターハイをどのように国体につなげていくかということでございますが、インターハイで全国から訪れる方々をお迎えする中で、選手の輸送、観客の方々がどのように移動するかというあたりで、かなりいろいろ問題点とか反省材料とかも見つかっておりますので、その辺は国体に生かしていきたいなど。

具体的には、例えば、全国から訪れる方々、電車でみえる方々は、我々の感覚ですと近鉄四日市駅というのが四日市、利用者多いのかなと思うんですが、全国の方々はJRの四日市駅、JRで来られる方が多い。

すると、JRからどのように会場に人たちを誘導するかというあたりは、我々の今までの観念と大分ずれていた部分がありましたので、その部分を今度国体に向けては修正して、シャトルバスの運行等に生かしていきたいなどと思っています。

あと、かなりの方々が全国から訪れていただける国体では、30万人が四日市を訪れるという推測を予測しておりますので、その方々をお迎えするにあたって、おもてなしをどのようにしていくかというのも、インターハイのことでいろいろ勉強させていただきましたので、その辺を生かしていきたいなど思っております。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

これから国体となると、またインターハイ以上にいろんな人がおみえになられますし、先ほど言われたように、この辺では近鉄がメインになっておるんですけども、全国的にいうと本当にJRが基本というふうな形で、やはり皆さん捉えてみえると思うので、そういった部分で、せっかく四日市へ来ていただいた方を少しでももてなしの気持ちでお願いできたらと思いますので、それと、もう一点、その下の部分で東京オリンピックのキャンプ地の誘致事業になっておるんですけども、こちらのほうでそのせっかくキャンプ地を誘致という形でやっていただいておりますが、どうも地域の人々との交流があんまりなされていないようなイメージを受けておるんですけども、そういった部分、ほかの部署とも関係があれば、そういった部署との連携等はどのようにとっているのか、その辺もちょっとお伺いできたらと思うんですが。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課長の長谷川です。

事前キャンプについては、確かに委員がおっしゃるとおり市民との交流というのがなかなか図れない、といいますのは、やはりオリンピックで金メダルを狙うトップ選手がみえるということで、すごい練習環境とか精神状態に対して、チーム自身が、カナダという国自身がかなり気を使っているというあたりで、市民との交流の場を設けていただく時間というのをなかなか割いていただけない。

だから、その中でも、できる限り割いていただきたいということで、昨年であれば小学校、中央小学校のほうで生徒と一緒に給食を食べていただいて、その後体育館で選手たちが体操するところを見ていただいたり、常磐中学校のほうでは剣道部の方々と剣道の体験をして、その中で中学生の方々が英語でコミュニケーションをとる時間とかをとったり、そういうコミュニケーションをとる。

あと、中央体育館のほうでは選手の模範演技を見ていただくような披露というのを、この4月ですけど、させていただきました。

来年の7月に向けては、それらを今度はオリンピックで金メダルを狙う、そのオリンピックの代表選手と触れ合う時間を少しでもとれるようにと今、カナダと交渉している最中でございますので、なるべくそういう機会を持てるように努力していきたいと思っておりますし、あと、市民の方々への周知をこれから一生懸命させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

せっかくプロというかそういった形の人たちが来ていただいているので、その中でやっぱり地元で目指していると言ったらおかしいですけども、そういった方々ともっと、来ていただいている間だけでも触れ合えるような形をとっていただけたら非常にいいのかなと思っておりますし、市としてもそういった動きをしているのであれば、実績と言ったらおかしいけれども、そういった方向性を持ってやっていただけたらと思っております。

それと、もう一点だけ。

○ 山口智也委員長

ちょっとその前に確認させていただきます。

井上委員から非常に重要なご指摘やったかと思うんですけども、そうすると既に中央小学校とかそういった事例を言われましたけれども、実際に子供たちと選手たちが触れ合う機会を持っていただけてきたし、これからもそういった機会をさまざまつくってきたいというような確認ですけど。

○ 長谷川国体推進課長

そのように、できるだけカナダと交渉中でして、できる限り市民と交流できるように頑張って交渉していきたいと思います。

○ 山口智也委員長

井上委員、お願いします。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

本当にそういった形で、少しでも触れ合う場をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点だけ、今、中央緑地公園のフットボール場を整備いただいて、非常にきれいになっておるんですけども、その中で一つだけお伺ひしたいんですが、そのフットボール場においての、例えば喫煙対策とかそういった部分というのは、どのようになっておるのでしょうかね。

○ 村田スポーツ課長

スポーツ課村田でございます。

喫煙対策につきましてなんですけれども、現在その周りが全て市公園の中に運動施設がございます。都市整備部のほうでは都市公園のほうを全面禁煙にという方針を出されております。

従いまして、運動施設から一步出たら禁煙というところがございます、受動喫煙の関係で法が整備されまして、運動施設は二種になります。原則建物内も禁煙になりまして、外でも分煙するような施設をつくらないと喫煙するような場所はできないという状況で、現在、公園に合わせまして運動施設も禁煙という形で取り組みをさせていただいております。

○ 井上 進委員

何でこんなことを聞いたかといいますと、やはりフットボール場で競技して練習してみえる方、2面、3面とありますので、そういったところで、例えば隣で競技してみえる方が隣のグラウンドで喫煙されてみえるのを目撃されたとか、そういった話も聞いております。

結局そういったことがひどくなれば、一般市民も使えなくなるというか使いづらくなってくる部分もあろうかと思っておりますので、もっとそういった管理体制というか、そういった部分をしっかりとっていただきたいと思うんですよ。

せっかくみんなが楽しめる場所をつくっていただいたのに、一部のそういった方々によってその場所が奪われてしまうと言ったらおかしいですけども、環境が悪くなってしまいうというのはまずいことだと思いますので、そういった体制をしっかりとっていただきたいと思っております。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

また複数点ざっとお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず最初、何ページというのではなくて、平成30年度決算の考え方でお伺いしたいのは、平成30年の決算でいくと事業費的にはシティロードレース大会なのかもしれませんが、そこは当然やっていないわけで、お伺いしたいのは今度やるハーフマラソンに向けたコース設定というのは前年度でやったと思っています。

あのコース設定が的確だったのか、ちゃんとした手順が踏まれていたのかというところを、改めて確認をさせていただきたいと思っています。

なぜかというところ、こここのところに来て具体的にコースの沿線の事業者の方々等に皆様のほうでご説明に上がっておるようなんですが、今さら説明されてどうしろってどういうのという反応があちらこちらであったというふうに聞いています。

わかりやすくいうと、目の前の交通を何時間もとめられちゃ、商売たまったもんじゃな

いよという、こういう話のところなんです、事前のコース設定の段階において、その辺のところは平成30年度、的確な手順を踏まれていたかが非常に疑問になっているんですが、いかが思われますでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

まず、コース設定のほうでございますけれども、平成28年度あたりからどういうコースを設定していこうかということで、いろいろなコースを検討してまいりました。

その中で、昨年の協議会、11月の協議会の中でも申し上げましたけれども、複数のコース設定がございまして、その中でもスタート、ゴール地点は大規模な集客施設が必要であるということで、まず、候補的には霞ヶ浦緑地とか中央緑地などが上がってまいりました。

その中で、霞ヶ浦緑地につきましては、四日市ドーム周辺を、あるいは四日市港のポートタワーあたりをスタートにして、霞4号幹線などを通るルートで往復するとか、北勢バイパスを通るルートとかいろいろ検討がされました。

その中で、やはり国道23号とか、あるいは中央緑地でいいますと国道1号を長時間規制してとめないといけないという事態が発生してきます。

そうなりますと、警察のほうからコース設定に対しましてなかなか許可がおりなかったという課題が出てまいりました。

そういう中で、いろいろ四日市の特に魅力があるところも考慮しながら総合的に進めていく中で、四日市の駅西の市民公園をスタートに三滝川沿いを西に進みまして、神前あたりを通りまして三重地区を通過して帰ってくるルートを設定しまして、警察からも了解を得た中で、コースが設定されてきたという経緯がございます。

そういう中で、去年に基本設計を策定しまして、今年度具体的な実施計画を策定するというので6月に契約をさせていただきまして、現在のコースに基づいてどのような人員配置が必要かとか、どういうエードが必要かとか、具体的なところを今、詰めておるところでございます。

同時に地元の自治会の方を中心に、こういうコースで、こういう目的でハーフマラソンを開催させていただきますという説明を一度させていただきました。

個々に連合自治会さんに説明する中ではお話はお伺いしましたと。個々にも説明してほしいというご要望をいただいている中で、コース沿線の企業や個人のお宅なんかも回っておるところでございます。

今、対象が274件ぐらいございまして、現在、約9割ぐらいのところは回って、そのうち8割のところにはこういうコースでハーフマラソンを開催しますということで、今現在、回っておるところです。

そういう中で、どうして今ごろ来るのかとかそういうご意見もいただきながら、今、事情を説明しながらご理解をいただきながら回らせていただいているという、そのような状況になってございます。

○ 加納康樹委員

実際に回られている感覚としてそんなの困るよというのがどのぐらいの割合であるのかとか、それと決算のところでいくと、その辺の事前の調整的なもので、平成30年度においてもうちよっとならしができてもいいんじゃないのかなという思いもなくはないんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

企業さんあたりを回っていく中で、市の活性化のためには当然協力をさせていただかないというご意見を多くいただくんですけども、営業をされてみえますもので、やはりそういう面ではご迷惑をかけるというところがございます。そこは丁重にお願いさせていただくというようなことで説明をさせていただいておるところなんですけど、なかなかご理解いただけない企業さん、説明のほうがちよっと少なくてご理解に至っていないというところも中にはおみえになっているという状況でございます。

○ 加納康樹委員

平成30年のところではやはり取り組めなかったというところについても、ご説明いただきたいと思うんですが。

○ 村田スポーツ課長

平成30年度の段階でコース設定等々につきましてもまだ議論がされている段階でございましたもので、また、そのコースに入っていけるというような状況ではなかったということでございます。

○ 加納康樹委員

この辺にしておきますが、逆に私、思うのは、特に事業者さんとかで困るなどおっしゃっているところには、これはもう発想の転換で、役所のほうからハーフマラソンするので、販促にでも使ってもらいなり助けてくださいと、いつときは外を塞ぎますけど一般的なマラソンみたいに旗が配れるのかどうか知りませんが、それぐらいの発想転換で、盛り上げるために助けてください的なそういうアプローチも大事だと思うんですけど、そんなふうなことはしていないですか。

○ 上田スポーツ課課長補佐

スポーツ課、上田でございます。私も実際に沿線の店舗さん、かなり回らせていただいているんですが、思いのほかこれは困るという意見は私は聞いていないです。感覚としては1割以下ぐらいの感覚で困るという大体の感覚でございまして、市が盛り上がるイベントだから協力していこうという、結構前向きな意見をたくさんいただいています。

中には、もういろいろ言っても無理なんだよねという諦めムードもあるというのは事実ではございます。

先ほどの加納委員からのご提案、それについては協力できるところはぜひお願いしますというスタンスで我々のほうもお願いはさせていただいていまして、日曜日に店舗をやられていない企業さんもございますので、そういうところは快く本当に協力できることはさせていただくというお返事をたくさんいただいております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

この辺でちょっと私としては締めたと思います。ぜひできるだけ限りなく100%に近い市民の皆さん、沿線の事業者、お住まいの方にも歓迎される大会にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次、よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

はい。

○ 加納康樹委員

次も何というわけではないんですが、平成30年中に完成をして、きょうの今までの質疑でも何度か言葉が出ている、オーストラリア記念館を潰してまでもつくった四日市テニスセンターについてです。

枕言葉をつけましたように、テニスセンター、いいとは思いますが、私、悪いわけじゃないんですが、この決算資料の中にも出てきますけど、そこそこのお金を使って立派なテニス場だらけにさせていただきました。稼働率39%です。

とりあえず平成30年中においては目標値的にはそんなものだったのか、このテニスセンターのスタートとしては上々の滑り出しなのか、いまひとつだったのか、どのような見解をお持ちなんでしょうか。

○ 村田スポーツ課長

テニスセンターにつきましては屋外8面、屋内のコートが8面ということで、16面のハードコートが建設されました。既存のテニスコートでいきますと、三滝のテニスコートがございまして、そちらは砂入り人工芝のコートがございまして。

現状を申しますと、今までテニスをやっていた選手の中で、特に高齢の方につきましてはやはり砂入り人工芝のほうが膝等、体に負担が少ないということで、どうしても三滝のテニスコートを活用される方が多い状況でございました。

昨今はそのハードコートのほうでもいろいろ雨天のときなんかは屋内のテニスセンターが使いたいということで、三滝のテニスセンターを使っていた方がそういう新しい四日市テニスセンターのほうにも来られて試しでやるようなことがありました。

そういう中で、意外と砂入り人工芝と同じような形でも使えるなということで体感されてございまして、そういう方々につきましてはテニスセンター、ハードコートのほうでも一度やってみようということでこちらのほう、ハードコートのほうに移動されている方も最近が増えてきているというようなことを聞いてございます。

特に、そのハードコートにつきましては早朝とか、夜間につきましても使っている、まあ、39%という状況なんですけれども、おおむね当初想定していたぐらいの数値は出ているのかなということでございます。

さらに、大会等でそういうテニスセンターの魅力を発信しながらより活用していただけるような取り組みも進めていきたいなということで考えてございます。

○ 加納康樹委員

再度、枕言葉を繰り返しますが、太陽の塔がまた再び脚光を浴びている中、オーストラリア記念館を潰してまで作ったテニスセンターですので、もっとよりよい稼働率、そして市民の方のみならず、テニス愛好家の方からもっともっと愛してもらえる施設にしていただかなくてはならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、また数点、済みません、今度は実績報告書のほうから拾いながら簡単に確認だけさせていただきたいと思っております。

まず、さっきの井上さんと一緒に70ページからちょっと違うところを教えてください。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

その上のところで高校総体、国体のソフト面の準備というところ、指標、目標、実績とあって、何やら準備会を12回やりましたというんですが、その準備会とか12回もやっているような感覚がないんですが、12回のカウントを改めてざっと言っていたら、何を足したら12回になるのでしょうか。

○ 山口智也委員長

70ページの上ですね。

○ 櫻井国体推進課管理係長

国体推進課の櫻井と申します。よろしく申し上げます。

今、質問がございました平成30年度の会議開催12回の内訳でございます。

高校総体につきましては、5月と11月に総会を開いてございます。5月には開催、年度の予算などを諮っていただきまして、11月には解散総会という形での開催がございます。

あと、国体のほうにつきましては、5月10日、11月2日にそれぞれ準備委員会という形での総会の開催がございます。あと11月2日には実行委員会という形に改組いたしましての第1回の総会を開いてございます。そのほかに常任委員会というものを11月2日、3月8日に開催してございます。そのほか総務企画専門委員会、宿泊衛生専門委員会、競技式

典専門委員会、輸送交通の専門委員会、それぞれの専門委員会につきまして5回の開催が
ございます。

合わせて12回の開催ということで記載をさせていただいております。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

細かい実行委員会とかを足せば12回になるということでわかりました。

何でこういう質問をしたのかというと、これ、もとに戻るんですが、私たちもたまに呼んでいただける、四日市市実行委員会についてなんですけど、何でか知らないけど、たしか平成30年だと1回、2回、わかんないですけど、都ホテルにお招きいただいて私たちが座ったんですけど、あの都ホテルの伊勢の間ぶち抜きで会議だけするのって、1回当たりお幾らかかるんですか。

○ 櫻井国体推進課管理係長

国体推進課の櫻井です。

ちょっと内訳としてはございませんが、昨年度国体の実行委員会としまして都ホテルの会場使用料、5月10日、11月2日それぞれ開催がございますが、合わせて90万4626円でございます。

以上でございます。

○ 加納康樹委員

立派な会場で粛々とした運営でいいと思うんですが、決算的な考え方でいくと都ホテルの伊勢の間で2回で90万円払う必要があるのか、それこそ総合会館の視聴覚室じゃだめなのかとか、その辺のところはどういう総括をされていますでしょうか。

○ 長谷川国体推進課長

会場につきましては、今まで都ホテルということでさせてもらってはきたのですが、いろいろそういう問題も認識させていただきましたので、今後はちょっと会場の変更は考えていきたいなと思っております。

確かにいろんな各会の方々に来ていただきますので、やっぱり四日市を代表する会場と

ということで、都ホテルというのを今まで使ってはきたんですが、時代的にそういうのもどうなのかなというのも考えていかななくてはいけないなというあたりで今後はちょっと考えさせていただきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

何らかで改善がされるということであれば、この場はこれ以上の追及はやめておきたいと思えます。

次は、その次のページ、71ページのところでちょっとまず感覚的に新しい四日市市総合体育館の建設工事に絡んで2点ほどお伺いをします。

まず、新しい体育館についていろんな議論を今までさせてもらっておるんですけど、今までの体育館とか、今までの緑地公園でたまに声を聞く、何かイベントをしようという方々がいろんなものを搬入しようと思うと搬入にいろんなバリアがあるというのか、遠くから運ばないといけないとかそんな話をしばしば聞くんですが、新しい体育館に変わることによって、その搬入はより効率的な搬入ができるように変わっているんですね。

○ 長谷川国体推進課長

新しい体育館につきましては、体育館のアリーナの北側が倉庫になるんですが、倉庫の真ん中が通路になっておりまして、体育館の北側にバックヤードとして大型車両等が入れるスペースを設けてございますので、通常は駐車場側で車両はシャットアウトしているんですが、そういう搬入に関しては駐車場の一部の鎖をあけて、裏側に直接入り込めるような構造にしております。

○ 加納康樹委員

わかりました。

最終段階になっていきますけど、体育館の建設工事に関して、平成30年度中といたしましよるか、実際問題、四日市市の業者の方々への仕事というのは何割ぐらいきっちり落ちていくんでしょうか。その辺はどう把握されているんでしょうか。

○ 長谷川国体推進課長

元請としまして中村組というのは市内業者でございますので、その中村組の資本分も含

めますと約90%超が一次下請、二次下請、末端まで含めると、90%超のお金が落ちていると。

○ 加納康樹委員

わかりました。9割、その数字はぜひ信じたいと思います。

○ 長谷川国体推進課長

すみません、訂正させてください。

先ほどの90%というのは、当初プロポーザルで業者の提案があった内容に対して今、工事進捗状況に合わせて今、90%の金額が落ちているということで、実際には請負額の40%ぐらいになってございます。

○ 加納康樹委員

大分差があるんで。

○ 長谷川国体推進課長

すみません、市内業者のほうに幾らぐらい落ちるかというのが、当初のプロポーザルのときに提案いただいています。

その提案額に対して、現状、90%追いついているということで、現状の合計としては請負額の40%まできているということです。

100億円ですので、40億円ぐらいまで今、きているということです。

○ 加納康樹委員

というと、その40億円はこれから工事の進捗によってもっと増えていくんですか。

○ 長谷川国体推進課長

あと解体とか外構工事がございますので、そこからさらに増える見込みでございます。

○ 山口智也委員長

プロポーザルに対して40%まで進んでいるんですか。もう一回わかりやすく最初からお

願います。

○ 長谷川国体推進課長

請負額の40%ぐらいまでできているということで、請負額の40%ですので、大体40億円程度、さらにあとこれから解体、外構工事が入ってきますので、数億円の上積みはあるかと。

○ 加納康樹委員

当初のプロポーザルで90%というのは何だったんですか。

○ 長谷川国体推進課長

すみません、説明が悪くて申しわけございません。

当初提案いただいていた額に対して、額の90%まで今、確認がとれているということでございます、すみません。

○ 加納康樹委員

当初のプロポーザルで地元の業者に落ちるのはほぼ50%だったという、そういう提案だったということですね。

○ 長谷川国体推進課長

50%ちょうどではないんですが、それに近い数字だったという、50%まではいかないですが。

○ 加納康樹委員

まあ、今さら言ってもしょうがないことなので、そんなものだったんだなということで確認をしておきます。

あと、最後に73ページのところ、時間が大分来ちゃったので、本当は細かく聞きたかったんですが、ざっといきます。

一番上の各施設の人数がざっと出ていますけど、その下に例えば体育館関係でいくと中央体育館、霞ヶ浦体育館、中央第2、野球場だったら第1、第2とあって、お伺いしたいのは、それらの開放時間というのか営業時間というのかは大体一緒ですよ。というの

は、中では営業時間が極端に異なるところがあるのではないのか、その辺の営業時間、開放時間は最終的なところに行くと、全部朝8時から夜の8時なのか、朝8時から夜10時とかそろえるべきとも思うんですが、現状は多分ばらついていると思うんですけど、その辺はいかが思われていますか。

○ 山口智也委員長

開放時間、それぞれどうなのかと。

○ 尾関スポーツ課施設係長

失礼いたします。尾関でございます。よろしくお願いします。

基本は午前9時から午後9時までというのが原則でございます。

ただ、施設によりましては、例えば、霞ヶ浦第一野球場でございますけれども、4月1日から、例えば10月31日までは午前6時から午後9時までとか、あとはテニスコートで申し上げれば、これも期間にもよるんですけれども、12月1日から翌年の2月末日までは午前7時から午後9時まで、それ以外の期間につきましては午前6時から午後9時までオープンをしておるということございまして、野球場、テニスコート等々含めると、さまざまな施設の利用形態に応じた形でそれぞれ設定があるという現状でございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

そうですね、広げる分にはいいんですけど、9時から9時が原則だとすると、ご指摘を受けるところによると温水プールって何時から何時でしたっけ。

○ 尾関スポーツ課施設係長

午前9時から午後8時までです。

○ 加納康樹委員

温水プールだから、別に午後9時にそろっていても全然問題ないと思うんですけど、それは特段理由はなく午後8時なんでしたっけ。

○ 尾関スポーツ課施設係長

通常、先ほど申し上げました原則午後9時までということなんですけれども、温水プールにつきましては、夜の8時の時から清掃とか行う業務があるというのがございまして、通常の午後9時ではなくて1時間前倒しで午後8時で営業終了しているところでございます。

○ 加納康樹委員

というと、利用者じゃなくて貸している四日市市のスタッフ側の目線で1時間早まっておると思うと、こういうところは改善の余地もあるんじゃないのかなと思いますということだけ申し上げておきます。

○ 尾関スポーツ課施設係長

すみません、一点だけちょっと追加をさせていただきます。

私が知っておる限りでございますけれども、昌栄町にある温水プールでございますので、午前8時以降、午後9時まで営業してしまうと、利用されてみえる、例えば中高生、18歳未満のお子さんたちが帰りが遅くなるということと、あとはたしかバスで来られる方の中にはみえるというふうに伺っておりますので、そういったところを鑑みて午後8時までというふうに設定があるというところは伺っておる記憶がございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

時間、大丈夫ですか。

○ 山口智也委員長

まだ他にございますでしょうか。まだありますね。

どうしましょう、まだ一般議案もございますので、明日にさせていただくということで、本日はここで終わらせていただくということで。

では、明日、さっき全体会送りで改良、リニューアルというところもありますもので、

またあした改めて確認させていただきますので、お願いします。

本日は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

16 : 50 閉議